

# 官報

号外

昭和五十年十月三十日

## 第七十六回 衆議院會議録 第十一号

昭和五十年十月三十日(木曜日)

議事日程 第九号

昭和五十年十月三十日

午前零時十分開議

第一 昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

第二 昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)

第三 昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

日程第二 昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第三 昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

日程第四 恩給法等の一部を改正する法律案(前会の統一)

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

午前零時十三分開議

日程第一 昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

日程第二 昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第三 昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)、日程第二、昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)、日程第三、昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長荒松清十郎君。

昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔荒松清十郎君登壇〕

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)外二件

○荒松清十郎君 ただいま議題となりました昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)外二案につき、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る十月九日に予算委員会に付託され、二十日に提案理由の説明があり、二十一日より質疑に入り、昨日おそく質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要を簡単に申し上げます。

一般会計歳出におきましては、公共事業費、公務員給与の改善費等八千二百三十億円を追加するとともに、他方、既定経費の節減、予備費の減額及び所得税、法人税、酒税の減収見込みに伴う地方交付税交付金の減額等、合わせて一兆二千七百四十六億円の減額を行い、差し引き、当初予算に對し四千五百十六億円の減少となっております。

歳入につきましては、その他収入の増加百六十五億円、四十九年度剰余金受け入れ七百三十七億円及び歳出予算の減少額四千五百十六億円を控除しても、なお三兆四千八百億円の歳入不足が見込まれ、この歳入不足については公債を発行することとし、このうち、一兆一千九百億円については、財政法第四條の規定に基づきいわゆる建設公債、残り二兆二千九百億円については、昭和五十年の公債発行の特例法に基づく公債の発行を予定いたしました。

以上の結果、昭和五十年度一般会計補正後の予算総額は、当初予算に對し、歳入歳出とも四千五百十六億円減少し、二十兆八千三百七十二億円となっております。

特別会計予算及び政府関係機関予算につきましては、一般会計予算の補正に関連して、道路整備特別会計は十七億円の特別会計、また、日本国有鉄道は五つの政府関係機関について所要の補正を行うこととしております。

次に、質疑について申し上げます。

第一は、不況対策についてであります。

すなわち、「第四次不況対策では公共投資が中心となっており、個人消費を喚起する施策が欠けている。民間投資もふるわず、輸出の増進も困難な状況にあるとき、冷えた切った不況から抜け出すには、この際、インフレやデフレのしわ寄せを受けている低所得者に対し、減税等の方法で購買力をつけ、不況の克服と、あわせて社会保障も達成できるような方策を講じてはどうか」との趣旨の質疑が行われ、これに對し、政府より、「個人消費の伸びは一八％程度の当初見込みに對し、一五％程度の伸びを示し、それほど大変な落ち込みではない。景気対策としては、波及効果の多い公共投資が最も効果的である。低所得者に対しては、景気対策として与えることは妥当ではなく、社会保障体系の中で対策を講ずべきであり、政府は、本年度予算においても精いっぱい措置を講じている。この際、所得減税等を行ってまで、ことさらに消費を喚起することは、使い捨ての経済状態に戻る可能性もあり、資源有限の見地から重大な問題であるし、また、国債の消化が完全に行われるためには貯蓄が重要であり、消費刺激策は適当でない」との趣旨の答弁が行われました。

次に、公債の発行に關してであります。本問題につきましては、経済の見通しを誤り、歳入不足を生じ、巨額の公債を発行せざるを得なくなつたことに對する政府の責任、公債発行とインフレの問題、公債の消化等、多面にわたつて詳細に質疑が行われましたが、特に、特例法に基づきいわゆる赤字公債について、詳細な償還計画と償還財源を明示するよう政府に求めたのに對し、政府より、

一、特例公債は、借りがえをしないので、期限内に必ず償還することとしている。

二、特例国債発行中は、剰余金の全額を国債整理基金に繰り入れることとしている。

三、期限前においても、できる限り償還することとしている。

なお、財源の多くを特例公債に依存することは

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号

昭和五十年度一般會計補正予算(第1号)外二件

二一四

適当でないので、今後、歳入、歳出について厳しい再検討を行い、速やかに財政の再建を確立したいとの趣旨の答弁がありました。

質疑は、以上のほか、外交、防衛の諸問題、政治姿勢、国会の運営問題、独占禁止法の改正問題、公共企業体等職員のスート権、地方財政、公共料金の値上げ問題、公害未対策車の駆け込み生産、食糧問題、労働行政等、国政の各般にわたって、きわめて熱心に行われましたが、詳細は會議録により御承知を願いたいと存じます。

なお、去る二十一日、当委員会に、予算審議とその執行に関する調査小委員会が設置されましたことを申し添えておきます。

かくして、昨日、質疑終了後、日本共産党・革新共同より、昭和五十年度補正予算案につき編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨説明が行われた後、補正予算案及び日本共産党・革新共同の動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党は、政府原案に賛成、編成替えの動議に反対、日本社会党、公明党、民社党は、政府原案及び編成替えの動議に反対、日本共産党・革新共同は、政府原案に反対、同党提出の動議に賛成の討論を行い、採決の結果、動議は否決され、補正予算案は、多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三件につき討論の通告があります。順次これを許します。石野久男君。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君 私は、日本社会党を代表して、政府の昭和五十年度一般會計補正予算案、同特別會計補正予算案及び同政府関係機関補正予算案に反対の討論を行います。(拍手)

三木内閣は、田中前内閣が金融問題で倒壊して、自民党と政府の支持率が低下したこの危機を救うために、知恵者で巧者な権名工作で誕生した

のであります。三木首相がわりあい汚れたが目立たないで、わりかし進歩的なゼスチュアで政治の道を歩んできたことが、国民の目をごまかすのに役立つと権名さんが期待したからだと推測します。しかし、三木首相は、本質的に保守政治家であり、考え方も歩む道も、他の自民党の派閥の領袖といさかも変わることはないものであります。そして、度胸のなさや腰の弱いことでは、スポンサーである財界からも見放されようとしているかに見えらるものであります。

そのことは、次の一つのことでもよくわかると思います。

田中前首相は、日中国交に踏み切り、日中共同声明を結びました。すばらしい英断であったと思います。三木内閣が、組閣と同時に、日中平和友好条約を批准しても、国民のだれもが不思議に思わなかったろうし、世界の人も当然のこととしてに違いないのであります。しかし、それは、いまやむなしのものであります。三木首相に、政治家として、千載一遇の歴史的行為を断行する勇氣もなければ、決断力もないからであります。この優柔不断な姿勢に、国民が信をつなぐはずはありません。支持率二十数%はうべなるかなと考えるのであります。

時あたかも、資本主義世界は、その体制に危機が襲いかかり、崩壊の寸前にあります。東西の雪解けはあっても、南北に厳しい反撃の胎動があり、古い帝国主義者たちは、キッシンジャー氏を先頭に、頭を痛めて走り回っているのが現状であり、世界経済首脳者会議はその一つのあらわれであります。物価高インフレの混在している破局の資本主義世界は、どのように危機打開を自画自賛しても、それはしよせん大企業、大独占に独占価格を許し、財政、金融の恩恵を与え、勤労市民大衆に苦悩のかせをかぶせて一時逃れをするばかり道はないのであります。補正予算は、そのことをおくめもなく展開しているものであります。

反対する理由の第一は、補正予算の性格と、そ

の危険性にあります。

この予算の特徴は、支出を削減して借金をふやしていること、そして、その借金の仕方が安易で無責任であるということでありまして。

大蔵大臣は、「一般會計における公債の依存度は一〇%を下回り、九・四%となっております」と述べて、当初予算構成における健全性を誇り、収収に対する自信を示したのであります。しかし、収収の落ち込みは約三兆八千八百億に及び、本補正予算案では、三兆四千八百億、本予算と合わせて五兆四千八百億の国債発行を行うに至りました。その一般會計予算における国債依存率は二六・三%という未曾有の高きに及んでいるのであります。戦争中を除き、かくのごとき公債依存の予算は、わが国の予算に例はないのであります。昭和六年、八・一%、同年九月、満州事変勃発へ、翌七年が三三・八%になりましたが、今日、この平和のときに、そして大企業、大資本が莫大な留保資産を抱え込んでいるとき、かくのごとき収入見込みの誤り、膨大な公債発行を行う政府は、責めを国民に負い、総辞職すべきであります。(拍手)

まして政府は、この国債の返却計画を持たず、わが党の追及に会って、間に合わせの説明書を出しになったが、これは財政法四条第一項に要求されている返済計画と見ることはできぬ粗雑なものであります。政府は、六〇年代高度成長期に過剰利得を得てふくれ上がっている銀行資本、産業資本、隠れた財閥から財源を吐き出させる決断をしない限り、わが国財政は破綻をなし、国民は背負い切れぬ借金の実害にのたうち回る危機を招くことは必定であります。

反対する第二の理由は、不況対策と物価の問題であります。

大蔵大臣は、「景気回復の起動力として有効需要の造出に寄与する」と言い、経企庁長官は、「最終需要の最大のものは個人消費であります。インフレがおさまれば経済が安定すれば、個人消費の伸

び悩みは徐々に正常化するであろう」と述べました。果たして、この予算でインフレがおさまるだろうか。この赤字公債は、インフレを助長しても、おさめることはできないのであります。

有効需要がこの予算で造出されるではありません。有効か。社会的総生産は、生産、分配、交換、消費の各分野に適切な比例的均衡がないとうまくいかないものである。最終需要としての購買力も、具体性を出すことはできないのであります。

今日のように、生産は無政府状態で、独占が覇を争って体制的に均衡をふちこわし、中小企業を倒し、失業を増大させているときに、さらに政府の本予算のごとき、大企業、独占向けである限り、この収奪は一層最終需要の根源を枯渇させて、とうてい有効需要を造出することはできないのであります。現に政府は、十月の九日付で、個人消費支出を一八・四%から一五・二%に改めているではありませんか。

公共事業費の大盤振る舞いで、大企業は潤って、中小企業にはその潤いが及びません。公定歩合の引き下げで大企業に若干の投資意欲が出て、中小企業は、官公需の比率を高めるとか、事業分野を確保する等の法的措置をとらない限り、投資意欲の出るすべもなく、独占価格と独占利潤の維持に狂奔する大企業に締めつけられて、動きもとれないのが実情であります。

預金利子の引き下げは、高物価で目減りしている預金者に追い打ちをかけるしぐさであります。わずかばかりの蓄えに老後の楽しみを残そうとしている老人、毎日の買い物に詰めて、子供たちの養育費や不時に備えて貯金している労働者や、農家の主婦の方々の生活の苦しみを知らな過ぎる、血も涙もない自民党、三木政府には、あきれ物も言えぬという感じでありまして。

酒、たばこ、郵便料金の値上げも、そのとおりであります。物価にはね返りが少ないという政府の感覚こそ、庶民離れのした、資産階級びったりの自民党の体質であって、私たちは反対であります。

す。

政府はコストインフレを宣伝するが、その元凶は、この不況のもとで操業短縮をしたり、不況カルテルで価格の下落を押しとめていた大企業、独占の企業行動にあるのであります。独占価格、寡占価格形成による硬直性にメスを入れない限り、これは改まりません。独禁法の改正を待たず政府にこそ、責任があるのであります。労働者の賃金は物価の後追いをしているにすぎないのであります。

反対理由の第三は、地方財政についてであります。

地方財政の税収減は目に余るものがあります。政府の指導と税法の誤りが、今日の危機を招いているといっても過言ではありません。ところが、この補正では地方交付税交付金を一兆一千億円減額しているのではありませんが、政府は、この減額された金額を資金運用部から借り入れ、さらに一兆二千七百億円の地方債を追加するなどの措置をとっており、すべて借金政策ですから、地方自治体の一時しのぎの策にすぎないのであります。これでは、自治体の窮状にたえることはできないのであります。

最後に、前田中内閣が約束したスト権の解決について、三木首相が予算委員会で答弁することに後退した態度は、議会の子と自任する政治家に偽りがあり、議会無視の態度であると断ぜざるを得ません。

よいことづくめのライフサイクルも、世界首脳会議の出席も、あったものではないのであります。また、三木・フォード会談による新韓国条項の新たな対米従属は許しませんが、政府の反民主的、反動的な姿勢を許すことはできないのであります。

労働者の生活を踏みにじる本予算案に対して、私は、以上申し述べて、政府提案の補正予算案に反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 湊徹郎君。

昭和五十年十月三十日 衆議院会議録第十一号

「湊徹郎君登壇」

○湊徹郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております昭和五十年年度一般会計補正予算外二案に対し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

今回の補正予算の内容は、これを一言で申し上げますと、三兆八千七百九十億円に上る歳入不足の大部分を、いわゆる建設国債と特別国債の増発で埋めつつ、当面する景気の回復と雇用の安定を図るため、さきの第四次不況対策で国民にお約束してきた公共事業費等を追加しようとするものであります。

これまでの補正予算は、公務員の給与改善、米価改定、災害復旧などの歳出増加分を、いわゆる税の自然増収で賄うのが、例年の基本的パターンであったわけでありましたが、それに比しますと、まさに事態急転の感があります。このことから、今日の日本経済が、いまだかつて経験したことのない、きわめて困難な局面に立たされていることが理解されるのであります。

すでに所信表明演説、経済及び財政演説で明らかにされておりますとおり、年初来徐々に進行しておりますインフレが、一昨年初の石油ショックを契機として一挙に火を噴き、わが国経済が予期せざる強烈な打撃を受けるに至ったことは、いまなお記憶に新しいところであります。卸売物価及び消費者物価は文字どおりの狂乱状態を呈し、国際収支もまた、四十八年度わずか一カ年間で、基礎収支約百三十億ドルに上る巨額の赤字を記録したのであります。

かかる異常な事態を克服するために、調整過程の第一年度に当たる四十九年度においては、総需要抑制策が強力に推進され、その結果、次第に物価の鎮静と国際収支の改善を見るに至ったのであります。そして、調整過程の第二年度に当たる五十年年度は、物価の鎮静ないし安定への徴候が次第に定着していく中で、いかに不況を克服し、景気を浮揚させていくかが最も重要な課題となつてい

るのであります。

しかし、いわゆる全治三カ年と言われる重傷を負い、簡単に回復したい深手を受けた日本経済を、本来の健康な姿に戻すことは容易なことではありません。

本年春、景気が一応底入れした後、マクロで見ると、生産、出荷の趨勢は増加の傾向をたどっておりますが、ミクロの産業別、企業規模別、地域別に見た経済の実態は、いまだに深刻な不況の底に呻吟し、苦境を脱し切っておりません。特に、景気回復の決め手となる個人消費、民間設備投資、輸出など最終需要は低迷を続け、いま一つ盛り上がりには至っていない状況にあります。これが法人税を初めとする三兆八千億円を超える税収の落ち込みにつながっていることは言うをまちません。

したがって、全治三カ年と言われるわが国経済の療養過程において、一方においては、巨額に上る税収の落ち込みをカバーし、他方においては、財政主導による需要喚起のために、いわば緊急避難的な意味で特別国債を発行し、これによって、この異常な事態の乗り切りを図ることは、真にやむを得ない措置であると判断するものであります。

この局面に遭遇して、なお赤字国債の発行には反対を続け、他方では、不況対策の積極的な推進を唱える意見が一部にありますが、これはまさに、木を見て森を見ずのことわざどおり、総合的な政策運営に責任を感じない人気取り的な議論と言わざるを得ません。(拍手)

私は、そのことよりもむしろ、補正予算成立後の財政、経済の運営こそ重要であると考えているのであります。

予算委員会におきましても、特に大量の国債発行については、その端どめ措置、国債消化の方法、償還計画の問題などについて、委員各位からいろいろの懸念が表明されました。私は、これらの懸念が、全くの杞憂であるとは思いません。この点については、政府においても十分配慮されるこ

とを切に望む次第であります。

しかしながら、二十兆円前後とも言われる大幅なデフレギャップが存在する今日、国債の発行に当たって、市中消化の原則を堅持し、これに関連して波動する資金需給の動向を慎重に見守りながら、その円滑な消化を図るならば、鎮静化に向かうつつあるインフレに再び火をつけるような事態には絶対に至らないと信ずるのであります。

スタグフレーションからの脱却のために、景気とインフレの双方をにらんだ経済のかじ取りには、従来にも増して、柔軟性と機動性が要求されます。その意味で、柔軟性の引き下げを含む一連の金利政策を並行させ、財政と並んで金融政策の運用に期待することは、これまた当然のことと考えるのであります。

かかる見地に立つて、本補正予算の内容に関し、二、三の論点を述べて、賛意を表明したいと存じます。

まず第一に、今回の補正予算の主なねらいは、一般公共事業、災害復旧事業、社会福祉施設、文教施設等の各種施設の整備のほか、住宅対策、公害対策を含め、事業規模にして一兆六千億円の追加を行い、これに中小企業に対する金融措置を加え、合計二兆一千億円の施策を実施して、景気のてこ入れをしようとするところにあります。

調整過程の道のりは、いまだ半ばに止っておりません。今回の補正予算において、五十一年度以降、インフレなき成長を定着させることを主眼として、一つは各方面のニーズ、二つには景気に対する浮揚効果、三つ目には施策を各分野、各地域に均てんさせることなどを基本方針とし、生活基盤投資に重点を置き、事業規模や事業内容を適正に選択したことについて、何よりもまず第一に敬意を表するものであります。

第二は、地方財政対策として、苦しい借金財政の中で、地方財政計画に計上された歳入の確保等に努力したことであります。

その一つは、国税三税の減額に伴う地方交付税



額政府資金による減収補てん償を認め、一般会計から利子の補給を行うべきであります。また、高校新増設に対する国庫補助制度の新設にも、いまや当然踏み切るべきであります。また、郵便貯金を原資とする資金運用部資金の運用は、地方財政中心に行わなければならないと云う言ひは、地方財政の切実な要求を全く踏みにじっていると言つて過言ではありません。

本補正予算案に反対する第五の理由は、本補正予算案は、今日の財政赤字の犠牲を国民に押しつけながら、大企業のための財源を、国民の負担において捻出しようとしているところであり、三木内閣は、公共料金的大幅引き上げとともに、二兆二千九百億円に上る巨額の赤字国債を発行しようとしているのであります。本年度の国債発行総額は、実にこの赤字国債を含めて五兆四千八百億円となり、一般会計の国債依存率は二・六三%に達し、実に歳入の四分の一を超える異常な事態となっているのであります。

このような大量の赤字国債の発行が、ますますインフレを促進し、長き将来にわたる国民に対する重税の押しつけとなることは自明のことであり、三木内閣のこれに対する責任は実に重大であります。

わが党が主張することく、大企業に対する法人税の還付制度や、法人税の逆累進の結果を生み出す不公正税制の仕組みを是正すれば、それだけでも約二兆円の財源があります。さらに、不要不急の経費である莫大な軍事費や、大企業への補助金を削減することによって、二千数百億円にも達する資金が出てくるのであります。かくすれば、赤字国債の発行をしなくとも、十分に財政を賄うことができるのであります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 林君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○林百郎君(総) 国民に犠牲を平然と押しつける本補正予算案には、わが党は国民とともに強く反対するものであります。(拍手)

以上、五点の反対理由を明確にし、政府・自民党がこのような反国民的な補正予算案をあくまで押し通すのであれば、国民生活の危機は一層深刻になることは、火を見るよりも明らかであります。この責任は、挙げて自民党三木内閣にあることを厳しく糾弾し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 坂口力君。

〔坂口力君登壇〕

○坂口力君 ただいま議題となりました昭和五十年年度補正予算三案に対し、私は、公明党を代表して、反対の討論を行うものであります。(拍手)

具体的に反対の理由を述べます前に、政府・自民党の国民無視の国会運営について、一言触れたいと思います。

政府は、九月十一日に国会を召集しておきながら、補正予算案を提出したのは今月九日でありました。酒、たばこ、郵便料金の値上げを先行させることを目的として、国会対策の手段に使うために、あえて補正予算案の提出をおくらせたと言わざるを得ません。政府みずから、今国会は、不況克服の施策を織り込んだ補正予算を審議するために開催したと称した以上、当然、補正予算案を今国会の冒頭に提出できるような会期をセツトするのが政府の責任であつたはずであります。

補正予算案の提出が予定よりおくれたのであれば、その間に、先国会で積み残された生活関連法案や、経済界のルールを改革するための独占禁止法の一部改正案を提出するのが当然であります。(拍手)にもかかわらず、国民の反対する酒、たばこ、郵便料金の値上げ法案を強引に通過させてしまった暴挙は、断じて許すことができません。

私は、政府・自民党に対して強く反省を求めるものであります。この国会運営によって三木政権は延命できたとしても、中小企業者や国民の延命には断じてつながらないことを強く主張するものであります。

以下、三案に対する反対の理由を申し上げます。

第一は、今回の補正予算案は、過去における政府の政策失敗にはおかしむし、未来に対する国民の不安を増大させていると言わねばなりません。いま国民が望んでいることは、百歩譲つて、いままでの政策失敗に目をむくるとしても、せめて、未来に明るい希望を持ちたいとひたすら念願しているものであります。この願ひすら断ち切られた国民の不満と怒りが、三木内閣の支持率低下の大きな要因になっていることを知り、三木総理は深く反省しなければなりません。

当面するわが国経済は、戦後最大の深刻な事態に追い込まれ、失業者は百万を超え、企業倒産はなお減少の気配すら見られないのであります。このような事態は、いかに三木総理が強弁したとしても、政府の政策失敗は動かしがたい事実であります。経済成長四・三%を確保し、その上で物価を安定させるという年度当初における政府の公約を、半年を待たず、すでに放棄してしまつたことは、物価一点集中主義の誤りであり、内外経済情勢に対する政策運用の失敗であつたことは明白であります。しかも、物価が依然として一〇%以上の上昇を続けており、もはや何をか言わんやであり、呼吸、脈搏ともに乱れた末期的症状と言わなければなりません。(拍手)

私は、今回の補正予算は、不況、インフレの被害を最も強く受けている国民生活を救済し、将来の不安をなくするため、いまこそ、低所得者層に対する所得税減税、さらには、老人、生活保護世帯、母子家庭等の社会保障政策の拡充を示し、優先させるべきであると思つております。

景気対策のための公共事業は、景気浮揚と同時に、これまでおこなわれていた公共住宅、上下水道、学校、保育所など、生活関連の公共事業を挽回する絶好の機会であり、この点の配慮が全く欠けていることを指摘したいのであります。

第二は、高度経済成長体質を温存したままで、赤字国債を含む三兆四千八百億の国債を発行しようとしているのであります。

この巨額な赤字国債の発行が、高度経済成長期における放漫財政、インフレ、五十年年度税収見積もりの重大な誤りに原因していることは当然であります。最初にかつて間違つたボタンの最後まで間違つたとえどおり、国債発行の前提となる徹底的な歳入歳出の洗い直し、償還計画、市中消化の蘭どめなどが全く講じられていないという二重三重の誤りを重ねているのであります。このことは、予算委員会において、わが党の正木氏が厳しく政府に迫つたところであります。

昭和四十九年度末における国債の保有状況は、総保有額九兆六千五百八十四億であり、市中金融機関の持ち分は一兆九千五百五十二億、すなわち一九・七%に過ぎず、四十八年度末に比べても多少の増加があるだけであり、現状では日銀の買いオペに頼らざるを得ず、インフレになるのは必至であります。

また、不公平税制にも手をつけず、ただ金融機関の貸し倒れ引当金の繰入率を引き下げただけであります。しかし、それも最初の意図から大きく後退して、千分の十から千分の五とするものを、補正予算案では、当面、千分の九・五にしており、また、経費の節減としては、七百四十一億円削減した程度なのであります。

一方、償還計画は、全くないに等しく、借りかえをせず、十年間で二兆二千九百億円償還することとは、容易なことではないのであります。政府みずから言う低成長下においては、飛躍的な税の増収が望めない現在、償還財源対策を明確にすることは当然であり、また、国民の不安を少なくするためにも、きわめて重要であります。

そのため、わが党は、償還のための特定財源として、インフレで異常な増加をした大企業保有の膨大な土地に対し、その再評価益課税を創設し、これを十年間、分割納付させるよう要求したので

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号

昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)外二件

二二八

ありますが、政府はいささかも耳を傾けようとしなかつたのであります。これでは、付加価値税等の新税創設によって、国民に新たな負担を課せようとしていると疑われても仕方がないのであります。したがって、償還財源の明記こそ、赤字国債を余儀なくした政府・自民党のせめてもの国民に対するおびけであると言わざるを得ないのであります。

反対理由の第三は、窮地に追い込まれている地方財政の救済が地方自治体の巨額な借金にゆだねられていることとあります。

国税減収に伴う地方交付税交付金の減額分については、国が全額補てんの責任を持つことは当然と言わなければなりません。百歩譲っても、地方自治体が資金運用部資金に返済するための財源対策を講じなければならぬはずであります。政府は、よもや高度成長期のように自然増収が期待され、それによって、地方自治体が借金を返済できるとは思っていないのであります。だとすれば、全く成り行き任せと言わざるを得ません。したがって、この際、地方交付税の交付税率を引き上げる等の具体案を要求するものであります。

また、地方税の減収に対する補てん措置も納得できるものではありません。かねてから課題となっていた税制改革や税源再配分等何ら手をつけないまま、今日に至って、不況の影響を直接受ける地方税制の改善に努力を払わず、地方税の落ち込みを地方債に任せ、その大部分を地方自治体の民間資金調達に任せてしまっているものであります。租税特別措置や地方税の非課税措置などの洗い直しや、法人事業税の外形課税及び事業所税の範囲の拡大を図るべきであります。

さらに、地方自治体の超過負担の解消に真摯な努力を傾けず、また、地方自治体の一時借入金、すなわち財政調整資金の確保についても、具体的な対応策を持っていない補正予算をとうてい認め

ることはできないのであります。

第四は、中小企業対策及び雇用対策がきわめて

不十分であることとあります。

戦後最悪の状態にある中小企業の倒産、失業率の高水準という事態に対し、いかに解決するかという見通しも明らかになっていません。実質経済成長率二・二％、稼働率九〇％といつても、それが、中小企業や失業者に希望を与え得る説得力を持ったものではありません。中小企業が倒産の危機から救済するためには、中小企業が直接潤う国民生活関連の公共事業の遂行を初め、公明党が提唱している生業資金を確保する無担保、無保証、無利子の融資制度の創設、さらには中小企業減税、大企業の不当な中小企業分野への進出規制など、総合的かつきめ細かな対策をとらなければならぬのは当然であります。

雇用対策にしても、新規卒業者の就職対策、中高年者や身体障害者の失業回避、不払い労働債権の保全等についての具体策や、雇用調整給付金の支給延長について、明確な方針と確約を示すべきであります。

反対理由の第五は、補正予算が多くの国民が反対する酒、たばこ、郵便料金の値上げを前提として編成され、また赤字国債を発行するなど、物価を上昇させる要因を数多く抱えていることとあります。

物価は依然として一〇％台の上昇を続け、原油の値上げを理由に大企業製品の値上げが予想される今日、公共料金の値上げは絶対に避けなければならないことは言うまでもありません。もし酒、たばこ、郵便料金に続いて、国鉄、私鉄、電話番号料金などの値上げが横行されるならば、不況の回復はおくれ、さらに厳しい物価高という事態に直面しなければなりません。公明党は、物価を押上げる要因の多い補正予算案には強く反対するものであります。

以上、数点について反対理由を申し述べましたが、国民生活を無視し、しかも、今後さらに国民の犠牲と負担を深めようとする補正予算案の内容を編成替えることを強く要求して、私の討論を

終わります。(拍手)

○議長(前尾三郎君) 和田耕作君。

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されております昭和五十年度の一般会計、特別会計並びに政府関係機関等の補正予算案に対して、反対の討論を行いたいと思ひます。(拍手)

まず第一に最も遺憾とするところは、政府の不況対策が余りにもおくれた結果、不況の深刻化と長期化を来したことであります。

すでにわが党は、昨年十月以来、わが国の経済が容易ならぬ困難に直面しつつある現状にかんがみまして、経済の運営については、物価の安定と不況克服の二正面作戦を展開すべきことを強く要求してきたのであります。しかるに政府は、経済見通しについて、本年四月ごろから薄日が差し、春闘で労働者の良識ある態度が期待されるなれば、景気は次第に回復するといふ、きわめて楽観的な態度をとり続けてきたのであります。しかし、現状は、春闘は政府の予想をはるかに下回る一三％台ということになったにもかかわらず、企業内容は次第に悪化し、雇用不安は激化し、倒産の増大となり、ひいては、戦後最大の歳入欠陥という不測の事態を現出したのであります。これは、明らかにインフレと不況が同居する新しい経済の事態に対して、政府の誤った経済運営の結果だと言わざるを得ません。(拍手)

次に問題となるのは、本臨時国会に対する政府・自民党の思慮が欠けだ態度であります。現在国民が求めているものは、物価の安定を確保しながら景気を回復させ、雇用と国民生活の安定を図ることとあります。この観点からするなれば、酒、たばこ、郵便料金の引き上げ法案は、いかに予算関連法案であるとしても、物価と国民生活を守る立場から慎重に再検討することが必要でありました。少なくともこれを最優先させて、がむしゃらな強行採決などをすべきではなかつたのであります。その結果、長期にわたる国会のストッ

プとなり、もし前尾議長長の冷静な裁断と民社党の思慮ある決断がなければ、国会は国民の信を失う危険をはらんでおりまして、その因をつくつた政府・与党の政治的な識見を疑わざるを得ないのであります。(拍手)

第三に問題になる点は、この補正予算並びに関連法案の内容の陳腐さについてであります。本予算では、このような状態でありまして、最も工夫すべきことは、インフレで大もうけした人々に対する課税、たとえば富裕税、また、弱い立場の人々に対する減税、たとえば中小企業の減税などを策定することによって、社会的な公正感を引き出して、国民の協力を求めることとあります。このことは、少なくとも来るべき通常国会では真剣に考慮すべきものであります。

次に、余りにも型通りの景気刺激策にとらわれて、本四架橋、新幹線、高速道路など、産業基盤投資を重視する一方、わが党が八月二十八日に要求した住宅の大量建設、学校や上下水道、中小企業の緊急対策など、国民生活の向上に直結する施策を軽視していることとあります。

さらに問題にすべきことは、公定歩合の引き下げに伴い、庶民の預貯金の金利まで引き下げようとしていることとあります。

その理由はいろいろあるとしても、しかし、依然として消費者物価が大幅に上昇し、預金の目減りが続いている現在、さらに目減りの拡大をもたらす預貯金金利の引き下げは、国民大多数の断じて容認できないところでありましよう。(拍手)政府・自民党の企業優先の姿勢を端的に示したものと云つても過言ではありません。

最後に、本予算案の重要な問題点は、戦後最大の歳入欠陥をもたらした責任の所在が不明確であり、かつ、赤字国債の安易な大量発行を予定している点であります。

いまさら申すまでもなく、今年度の歳入不足は戦後最高の四兆円にも達しており、政府は、この歳入不足をたらしめている不況が、あたかも石油

ショック、インフレ対策上やむを得ないものとして、予算委員会における審議においても、何ら反省の弁が聞かれず、責任の所在が不明確な点であります。狂乱物価を一時的に引き下げる代価として深刻な不況を現出したことは、最善を尽くしたとは言えません。この政治責任を謙虚に反省することが、今後にとって重要であることを銘記すべきであります。

また、政府は、歳入不足の大部分を、三兆四千八百億の公債発行によって処理しようとしておりますが、大量の国債発行がもたらす将来の財政インフレの危険に對して、国民が納得できる防止策は何ら示していないのであります。剰余金の全部を繰り入れると言っておりますけれども、この二、三年に剰余金が出る可能性がありますか。さらにまた、来年以降の財政がどのような姿になるのか、今後、大量国債を抱えた財政にいかに対処されようとしているのか、全く不明確でありまして、政府のその場しのぎの経路運営に強く反省を求めたいのであります。(拍手)

以上、いろいろと反対の理由を述べてまいりましたが、わが党の基本的な立場は、自由な社会を守るためには、自由経済を修正することが必要であり、この見地から、経済安定・計画化基本法と、国民参加による民主的な経済計画を提唱しているものであります。政府・与党も、現に直面している怪物、スタグフレーションに對して、使い古しの総需要抑制や景氣刺激策にこだわらず、もっと構造的、計画的な施策が必要だと思っております。

以上、補正予算案に對して反対の理由を述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。

す。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長藤尾正行君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

○藤尾正行君登壇

○藤尾正行君 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和四十九年度における国家公務員給与の改善率及び公務員給与と恩給との水準差の補てん分により、恩給年額を三八・一%増額する等、十一項目の改善措置を行おうとするもので、公務員給与と恩給との水準差の補てん分は昭和五十一年一月一日から、その他の措置は五十年八月一日から、それぞれ実施しようとするものであります。

本案は、九月二十日本委員会に付託、十月二十八日、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、これを終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

出席國務大臣

|        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 三木武夫君  |
| 法務大臣   | 稻葉修君   |
| 外務大臣   | 宮澤喜一君  |
| 大蔵大臣   | 大平正芳君  |
| 文部大臣   | 永井道雄君  |
| 厚生大臣   | 田中正巳君  |
| 農林大臣   | 安倍晋太郎君 |
| 通商産業大臣 | 河本敏夫君  |
| 運輸大臣   | 木村睦男君  |
| 郵政大臣   | 村上勇君   |
| 労働大臣   | 長谷川峻君  |
| 建設大臣   | 飯谷忠男君  |
| 自治大臣   | 福田一君   |
| 国務大臣   | 井出一太郎君 |
| 国務大臣   | 植木光教君  |
| 国務大臣   | 小沢辰男君  |
| 国務大臣   | 金丸信君   |
| 国務大臣   | 佐々木武武君 |
| 国務大臣   | 坂田道太君  |
| 国務大臣   | 福田赳夫君  |
| 国務大臣   | 松澤雄藏君  |

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員  
辞任  
矢野 直樹君  
補欠  
矢野 詢也君  
矢野 直樹君

社会労働委員  
辞任  
小林 正巳君  
補欠  
松浦周太郎君  
奥野 誠亮君  
根本龍太郎君  
高橋 千寿君  
羽生田 進君  
根本龍太郎君  
羽生田 進君  
小林 正巳君

農林水産委員  
辞任  
諫山 博君  
補欠  
田代 文久君  
正木 良明君  
林 孝矩君  
松本 善明君  
林 孝矩君

予算委員  
辞任  
奥野 誠亮君  
補欠  
唐沢俊二郎君  
坂本三十三次君  
綿貫 民輔君  
増本 一彦君  
林 孝矩君  
田代 文久君  
奥野 誠亮君  
根本龍太郎君  
松浦周太郎君  
正木 良明君  
矢野 詢也君

議院運営委員

辞任

補欠

村岡 兼造君

増岡 博之君

増岡 博之君

村岡 兼造君

(議案提出)

一、昨二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷貞穂君外九名提出)

(条約受領)

一、昨二十九日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

社会保障の最低基準に関する条約(第三二号)の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(条約付託)

一、昨二十九日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

社会保障の最低基準に関する条約(第三二号)の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(予)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(予)

以上二件 外務委員会 付託

昭和五十年年度一般会計補正予算(第一号)

右

国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十年年度一般会計補正予算

予 算 總 則 補 正

第1条 既定の昭和50年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

| 主 管 部 | 款             | 項     | 補 正 |     |               |   | 額             |               |
|-------|---------------|-------|-----|-----|---------------|---|---------------|---------------|
|       |               |       | 追 加 | 修 正 | 減 少           | 差 | 引             | 額(千円)         |
| 大 蔵 省 | 租 税 及 印 紙 収 入 | 租 税   | 0   | △   | 3,753,000,000 | △ | 3,753,000,000 |               |
|       |               |       | 0   | △   | 3,753,000,000 |   | △             | 3,753,000,000 |
|       |               | 所 得 税 | 0   | △   | 1,184,000,000 |   | △             | 1,184,000,000 |
|       |               |       | 0   | △   | 2,132,000,000 |   | △             | 2,132,000,000 |

| 区 分 | 昭和50年度成立予算額(千円) | 補 正           |                 |               | 改昭和50年度予算額(千円) |
|-----|-----------------|---------------|-----------------|---------------|----------------|
|     |                 | 追 加           | 修 正             | 差 引           |                |
| 歳 入 | 21,288,800,073  | 3,570,220,978 | △ 4,021,863,179 | △ 451,642,201 | 20,837,157,872 |
| 歳 出 | 21,288,800,073  | 823,018,871   | △ 1,274,661,072 | △ 451,642,201 | 20,837,157,872 |

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「内閣府歳出補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和50年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条 昭和50年度一般会計予算総則第6条第1項に定める昭和50年度において公債を発行することができる限度額「2,000,000,000千円」を「3,190,000,000千円」に改める。

第6条 「昭和50年度の公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、2,290,000,000千円とする。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

第7条 昭和50年度一般会計予算総則第8条に定める大蔵省証券及び一時借入金の最高額「1,000,000,000千円」を「2,200,000,000千円」に改める。

第8条 昭和50年度一般会計予算総則第11条第1項の表中、日本国有鉄道が公募により発行する鉄道債券に係る債務につき政府が保証することのできる金額の限度「80,000,000千円」を「100,000,000千円」に改める。

[illegible]



[illegible]

昭和五十年十月三十日 衆議院會議錄第十一号 昭和五十年第一號公報正字號(第一号)及公同報告書

二二四

|                   |            |   |           |            |        |
|-------------------|------------|---|-----------|------------|--------|
| 北海道開発計画費          | 0          | △ | 20,553    | △          | 20,553 |
| 北海道開発事業指導監督費      | 0          | △ | 67,799    | △          | 67,799 |
| 北海道治水事業費          | 6,073,699  | 0 | 0         | 6,073,699  |        |
| 北海道治水事業工事諸費       | 204,975    | 0 | 0         | 204,975    |        |
| 北海道治山事業費          | 547,620    | 0 | 0         | 547,620    |        |
| 北海道海岸事業費          | 144,000    | 0 | 0         | 144,000    |        |
| 揮発油等財源北海道道路整備事業費  | 6,186,000  | 0 | 0         | 6,186,000  |        |
| 北海道道路整備事業費        | 3,110,436  | 0 | 0         | 3,110,436  |        |
| 北海道道路事業工事諸費       | 592,864    | 0 | 0         | 592,864    |        |
| 北海道漁港事業費          | 1,499,497  | 0 | 0         | 1,499,497  |        |
| 北海道漁港施設費          | 1,329,200  | 0 | 0         | 1,329,200  |        |
| 北海道空港整備事業費        | 51,780     | 0 | 0         | 51,780     |        |
| 北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費 | 113,797    | 0 | 0         | 113,797    |        |
| 北海道都市計画事業費        | 1,442,000  | 0 | 0         | 1,442,000  |        |
| 北海道土地改良事業費        | 5,389,284  | 0 | 0         | 5,389,284  |        |
| 北海道農用地開発事業費       | 1,946,350  | 0 | 0         | 1,946,350  |        |
| 北海道特定地域農業開発事業費    | 457,100    | 0 | 0         | 457,100    |        |
| 北海道土地改良事業等工事諸費    | 230,025    | 0 | 0         | 230,025    |        |
| 北海道林道事業費          | 97,800     | 0 | 0         | 97,800     |        |
| 北海道災害復旧事業工事諸費     | 145,264    | 0 | 0         | 145,264    |        |
| 計                 | 29,948,003 | △ | 141,097   | 29,806,906 |        |
| 防衛本庁              | 47,972,538 | △ | 1,616,418 | 46,356,119 |        |
| 防衛車両等購入費          | 0          | △ | 3,596,923 | 3,596,923  |        |
| 装備品等整備諸費          | 0          | △ | 2,268,653 | 2,268,653  |        |
| 施設整備等附帯事務費        | 0          | △ | 10,259    | 10,259     |        |
| 研究費               | 0          | △ | 584,456   | 584,456    |        |
| 計                 | 47,972,538 | △ | 8,071,710 | 39,900,828 |        |
| 防衛施設庁             | 591,945    | △ | 61,201    | 530,744    |        |

|           |                 |           |   |           |   |           |
|-----------|-----------------|-----------|---|-----------|---|-----------|
| 經 濟 企 画 庁 | 調査事務管理事務費       | 141,410   | △ | 11,137    | △ | 130,273   |
|           | 施設運営等関連諸費       | 0         | △ | 445,365   | △ | 445,365   |
|           | 提供施設移設整備費       | 0         | △ | 10,980    | △ | 10,980    |
|           | 計               | 733,355   | △ | 528,683   |   | 204,672   |
|           | 經濟企画庁           | 93,179    | △ | 194,688   | △ | 101,509   |
|           | 国民生活安定特別対策費     | 0         | △ | 750,000   | △ | 750,000   |
|           | 政策推進調査調整費       | 0         | △ | 30,000    | △ | 30,000    |
|           | 經濟研究所           | 0         | △ | 8,408     | △ | 8,408     |
|           | 計               | 93,179    | △ | 983,096   | △ | 889,917   |
|           | 科學技術庁           | 109,468   | △ | 113,525   | △ | 4,057     |
| 科 学 技 術 庁 | 科學技術振興費         | 280,344   | △ | 1,521,931 | △ | 1,241,587 |
|           | 特別研究促進調整費       | 0         | △ | 120,000   | △ | 120,000   |
|           | 海洋開発調査研究促進費     | 16,602    | △ | 42,271    | △ | 25,669    |
|           | 原子力平和利用研究促進費    | 775,201   | △ | 1,851,830 | △ | 1,076,629 |
|           | 国立機関原子力試験研究費    | 0         | △ | 63,538    | △ | 63,538    |
|           | 放射能調査研究費        | 0         | △ | 32,525    | △ | 32,525    |
|           | 科學技術庁試験研究所      | 254,570   | △ | 247,108   |   | 7,462     |
|           | 資源調査所           | 6,642     | △ | 6,471     |   | 171       |
|           | 計               | 1,442,827 | △ | 3,990,199 | △ | 2,556,372 |
|           | 環境庁             | 4,457     | △ | 264,785   | △ | 260,328   |
| 環 境 庁     | 環境保全総合調査研究促進調整費 | 0         | △ | 33,000    | △ | 33,000    |
|           | 国立機関公害防止等試験研究費  | 0         | △ | 190,678   | △ | 190,678   |
|           | 公害防止等調査研究費      | 0         | △ | 54,725    | △ | 54,725    |
|           | 自然公園等管理費        | 0         | △ | 149,272   | △ | 149,272   |
|           | 国立公害研究所         | 0         | △ | 54,421    | △ | 54,421    |
|           | 計               | 4,457     | △ | 746,881   | △ | 742,424   |
|           | 沖繩振興開発計画調査費     | 113,741   | △ | 53,603    |   | 60,138    |
|           | 沖繩振興開発計画調査費     | 0         | △ | 7,217     | △ | 7,217     |
|           | 沖繩振興開発計画調査費     | 0         | △ | 7,217     | △ | 7,217     |
|           | 沖繩振興開発計画調査費     | 0         | △ | 7,217     | △ | 7,217     |

|                                 |             |   |            |            |
|---------------------------------|-------------|---|------------|------------|
| 沖繩教育振興事業費                       | 235,340     | 0 | △          | 235,340    |
| 沖繩保健衛生等対策諸費                     | 0           | △ | 6,209      | 6,209      |
| 沖繩農業振興費                         | 0           | △ | 412        | 412        |
| 沖繩開発事業指導監督費                     | 0           | △ | 5,165      | 5,165      |
| 揮発油税等財源沖繩道路整備事業費                | 2,145,000   | 0 | △          | 2,145,000  |
| 沖繩開港事業費                         | 6,688,967   | 0 | 0          | 6,688,967  |
| 沖繩治水事業工事諸費                      | 9,167       | 0 | 0          | 9,167      |
| 沖繩道路事業工事諸費                      | 16,447      | 0 | 0          | 16,447     |
| 沖繩港湾空港整備事業工事諸費                  | 11,914      | 0 | 0          | 11,914     |
| 沖繩土地改良事業工事諸費                    | 4,050       | 0 | 0          | 4,050      |
| 計                               | 8,224,626   | △ | 72,606     | 9,152,020  |
| 国土庁                             | 44,762      | △ | 635,117    | 580,355    |
| 国土計画基礎調査費                       | 0           | △ | 300,000    | 300,000    |
| 国土調査費                           | 0           | △ | 394,421    | 394,421    |
| 小笠原諸島復興事業費                      | 0           | △ | 1,174      | 1,174      |
| 揮発油税等財源離島道路整備事業費                | 592,000     | 0 | 0          | 592,000    |
| 離島振興事業費                         | 5,366,195   | 0 | 0          | 5,366,195  |
| 水資源開発事業費                        | 13,942,608  | 0 | 0          | 13,942,608 |
| 計                               | 19,945,565  | △ | 1,330,712  | 18,614,853 |
| 総理府所管補正額合計                      | 113,082,864 | △ | 19,085,764 | 93,997,200 |
| 法務省                             | 1,158,212   | △ | 357,121    | 801,091    |
| 法務本省費                           | 0           | △ | 14,512     | 14,512     |
| 外国人登録事務費                        | 30,637      | △ | 7,885      | 22,752     |
| 計                               | 1,188,849   | △ | 379,518    | 809,331    |
| 法務総合研究所                         | 8,220       | △ | 21,730     | 13,510     |
| 法務総合研究所<br>国連犯罪防止アジア地域研修<br>協力費 | 4,395       | △ | 2,384      | 2,011      |
| 計                               | 12,615      | △ | 24,114     | 11,499     |

|          |          |           |   |           |   |           |
|----------|----------|-----------|---|-----------|---|-----------|
| 法務局      | 法務登記計    | 584,678   | △ | 230,293   | △ | 354,385   |
|          |          | 0         | △ | 66,890    | △ | 66,890    |
| 檢察廳      | 檢察官署     | 584,678   | △ | 297,188   | △ | 287,495   |
|          |          | 1,563,574 | △ | 104,070   | △ | 1,459,504 |
|          |          | 0         | △ | 99,976    | △ | 99,976    |
| 矯正官署     | 矯正官署     | 1,563,574 | △ | 204,046   | △ | 1,359,528 |
|          |          | 2,988,638 | △ | 115,943   | △ | 2,872,690 |
|          |          | 0         | △ | 27,568    | △ | 27,568    |
|          |          | 0         | △ | 1,841     | △ | 1,841     |
| 更生保護官署   | 更生保護官署   | 2,988,638 | △ | 145,352   | △ | 2,843,281 |
|          |          | 119,981   | △ | 22,244    | △ | 97,737    |
|          |          | 15,269    | △ | 17,557    | △ | 2,288     |
|          |          | 135,250   | △ | 39,801    | △ | 95,449    |
| 地方入國管理官署 | 地方入國管理官署 | 14,057    | △ | 30,856    | △ | 16,799    |
|          |          | 0         | △ | 1,381     | △ | 1,381     |
|          |          | 14,057    | △ | 32,237    | △ | 18,180    |
|          |          | 1,836     | △ | 379       | △ | 1,457     |
| 公安審査委員會  | 公安審査委員會  | 0         | △ | 131,329   | △ | 131,329   |
| 公安調査省所管  | 公安調査省所管  | 6,489,492 | △ | 1,253,959 | △ | 5,235,533 |
| 外事省      | 外事省      | 259,602   | △ | 754,339   | △ | 494,737   |
|          |          | 0         | △ | 1,494,517 | △ | 1,494,517 |
|          |          | 48,981    | △ | 0         | △ | 48,981    |
|          |          | 51,815    | △ | 107,213   | △ | 55,398    |
|          |          | 360,298   | △ | 2,356,069 | △ | 1,995,771 |
|          |          | 0         | △ | 864,586   | △ | 864,586   |
| 在 外 公 館  | 在 外 公 館  | 360,298   | △ | 3,220,655 | △ | 2,860,357 |

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

官 報 (号 外)

[illegible]

| 支出科目         | 金額         | 單位 | 金額         | 單位 | 金額         | 單位 |
|--------------|------------|----|------------|----|------------|----|
| 體育振興費        | 22,673     | △  | 206,903    | △  | 184,230    |    |
| 學校給食費        | 7,632      | △  | 211,201    | △  | 203,569    |    |
| 私立學校補助費      | 3,782      | △  | 944,604    | △  | 940,872    |    |
| 公立文教施設整備費    | 4,024,000  |    | 0          |    | 4,024,000  |    |
| 國立學校運費       | 26,872,350 | △  | 8,415,503  |    | 18,456,847 |    |
| 國立學校施設費      | 3,369,400  |    | 0          |    | 3,369,400  |    |
| 計            | 74,722,344 | △  | 12,152,253 |    | 62,570,091 |    |
| 文部本省所轄研究所    | 0          | △  | 56,708     | △  | 56,708     |    |
| 國立社會教育研究所    | 3,038      | △  | 4,501      | △  | 1,463      |    |
| 日本學士院        | 0          | △  | 26,757     | △  | 26,757     |    |
| 國立青少年教育施設運営費 | 63,021     | △  | 42,338     |    | 20,683     |    |
| 計            | 66,059     | △  | 130,304    | △  | 64,245     |    |
| 文化振興費        | 71,942     | △  | 66,631     |    | 5,311      |    |
| 文化財保存事業費     | 0          | △  | 232,817    | △  | 232,817    |    |
| 國立博物館        | 0          | △  | 70,583     | △  | 70,583     |    |
| 國立美術館        | 49,508     | △  | 12,187     |    | 37,321     |    |
| 國立美術研究所      | 14,319     | △  | 9,215      |    | 5,104      |    |
| 文化庁研究所       | 34,350     | △  | 31,993     |    | 2,357      |    |
| 日本芸術院        | 1,009      | △  | 24,768     | △  | 23,759     |    |
| 計            | 171,128    | △  | 448,194    | △  | 277,066    |    |
| 文部省所管補正額合計   | 74,959,531 | △  | 12,730,751 |    | 62,228,780 |    |
| 厚生省          | 184,087    | △  | 494,015    | △  | 309,923    |    |
| 厚生統計調査費      | 43,985     | △  | 18,028     |    | 25,957     |    |
| 保健衛生諸費       | 54,666     | △  | 28,566     |    | 26,100     |    |
| 保健衛生諸費       | 979,013    | △  | 1,151,502  | △  | 172,489    |    |
| 保健衛生諸費       | 0          | △  | 2,367      | △  | 2,367      |    |
| 保健衛生諸費       | 11,415     | △  | 21,434     | △  | 10,019     |    |

|                    |            |   |           |   |            |
|--------------------|------------|---|-----------|---|------------|
| 精神衛生費              | 4,360      | △ | 18,783    | △ | 9,423      |
| 国立病院及療養所経営費        | 5,805,633  | △ | 512,920   |   | 5,292,713  |
| 国立病院及療養所施設費        | 16,633     |   | 0         |   | 16,633     |
| 生活保護費              | 2,294,176  | △ | 70,290    |   | 2,223,886  |
| 身体障害者保護費           | 590,525    | △ | 19,380    |   | 571,145    |
| 老人福祉施設費            | 3,650,153  | △ | 53,610    |   | 3,596,543  |
| 婦人福祉施設費            | 50,141     | △ | 6,311     |   | 43,830     |
| 社会福祉施設諸費           | 2,739      | △ | 59,171    | △ | 56,432     |
| 社会福祉施設整備費          | 1,117,026  |   | 0         |   | 1,117,026  |
| 児童保護費              | 19,433,189 | △ | 83,814    |   | 19,349,375 |
| 特別児童扶養手当等給付諸費      | 9,390      | △ | 16,408    | △ | 7,018      |
| 児童扶養手当給付諸費         | 29,998     | △ | 2,431     |   | 27,567     |
| 厚生年金基金等助成費         | 0          | △ | 20,399    | △ | 20,399     |
| 国民健康保険助成費          | 13,528,251 | △ | 2,692     |   | 13,525,559 |
| 国民年金国庫負担金          | 2,785,472  | △ | 213,267   |   | 2,582,205  |
| 遺族及留守家族等援護費        | 0          | △ | 37,934    | △ | 37,934     |
| 環境衛生施設整備費          | 8,140,712  |   | 0         |   | 8,140,712  |
| 農業者年金実施費           | 0          | △ | 11,103    | △ | 11,103     |
| 計                  | 58,741,564 | △ | 2,839,425 |   | 55,902,139 |
| 厚生本省試験研究機関         | 93,490     | △ | 79,921    |   | 13,569     |
| 厚生本省試験研究所血清等製造及検定費 | 0          | △ | 3,318     | △ | 3,318      |
| 計                  | 93,490     | △ | 83,239    |   | 10,251     |
| 検疫所                | 137,081    | △ | 32,173    |   | 104,868    |
| 国立らい療養所運営費         | 375,743    | △ | 30,283    |   | 345,455    |
| 国立らい療養所施設費         | 200,000    |   | 0         |   | 200,000    |
| 計                  | 575,743    | △ | 30,283    |   | 545,455    |
| 国立更生援護所運営費         | 73,966     | △ | 22,787    |   | 51,179     |
| 国立更生援護所施設費         | 51,659     | △ | 2,933     |   | 48,666     |

| 農 林 省 | 麻 葉 取 締 官 事 務 所 |            | 麻 葉 取 締 官 事 務 所 |            | 厚 生 省 所 管 補 正 額 合 計 |            |
|-------|-----------------|------------|-----------------|------------|---------------------|------------|
|       | 農 林 本 省         | 農 林 本 省    | 農 林 本 省         | 農 林 本 省    | 農 林 本 省             | 農 林 本 省    |
|       | 農 林 金 融 費       | 828,912    | △               | 321,578    | 507,334             | 10,296     |
|       | 農 業 保 險 費       | 0          | △               | 9,776,708  | 9,776,708           | 9,776,708  |
|       | 農 林 漁 業 統 計 報 費 | 2,042,491  | △               | 159,412    | 1,883,079           | 1,883,079  |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 388,340    | 388,340             | 388,340    |
|       | 農 業 振 興 費       | 1,388,357  | △               | 1,871,607  | 473,250             | 473,250    |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 92,941     | 92,941              | 92,941     |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 18,230     | 18,230              | 18,230     |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 4,829      | 4,829               | 4,829      |
|       | 農 業 振 興 費       | 58,497     | △               | 91,245     | 32,748              | 32,748     |
|       | 農 業 振 興 費       | 111,790    | △               | 1,256,692  | 1,144,902           | 1,144,902  |
|       | 農 業 振 興 費       | 8,169,781  | △               | 153,326    | 8,016,455           | 8,016,455  |
|       | 農 業 振 興 費       | 955,000    | △               | 433        | 954,567             | 954,567    |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 550        | 550                 | 550        |
|       | 農 業 振 興 費       | 2,717,375  | △               | 385,793    | 2,331,582           | 2,331,582  |
|       | 農 業 振 興 費       | 6,763,109  | △               | 892,743    | 5,870,366           | 5,870,366  |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 184,345    | 184,345             | 184,345    |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 11,432     | 11,432              | 11,432     |
|       | 農 業 振 興 費       | 0          | △               | 35,714     | 35,714              | 35,714     |
|       | 農 業 振 興 費       | 390,000    | △               | 0          | 390,000             | 390,000    |
|       | 農 業 振 興 費       | 35,200,319 | △               | 0          | 35,200,319          | 35,200,319 |
|       | 農 業 振 興 費       | 3,559,322  | △               | 0          | 3,559,322           | 3,559,322  |
|       | 農 業 振 興 費       | 515,549    | △               | 0          | 515,549             | 515,549    |
|       | 農 業 振 興 費       | 19,236,000 | △               | 0          | 19,236,000          | 19,236,000 |
|       | 農 業 振 興 費       | 193,000    | △               | 0          | 193,000             | 193,000    |
|       | 農 業 振 興 費       | 82,139,502 | △               | 15,545,918 | 66,593,584          | 66,593,584 |

[illegible]

|                 |                 |                 |             |            |   |            |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|---|------------|
| 通商産業省           | 通商産業省本省         | 漁船主乗組員等特別給付費    | 7,762,915   | 0          | △ | 7,762,915  |
|                 |                 | 漁港整備事業指導監督費     | 0           | 1,659      | △ | 1,659      |
|                 |                 | 海岸事業施設費         | 526,000     | 0          |   | 526,000    |
|                 |                 | 漁港施設費           | 3,197,100   | 0          |   | 3,197,100  |
|                 |                 | 漁港施設災害復旧事業費     | 612,000     | 0          |   | 612,000    |
|                 |                 | 漁港施設災害関連事業費     | 10,000      | 0          |   | 10,000     |
|                 |                 | 水産庁試験研究所        | 92,101      | 45,984     | △ | 46,107     |
|                 |                 | 真珠検査校           | 0           | 1,099      | △ | 1,099      |
|                 |                 | 水産大学            | 39,363      | 17,583     | △ | 21,780     |
|                 |                 | 北海道さけ・ますふ化場     | 14,387      | 16,907     | △ | 2,520      |
|                 |                 | 計               | 12,789,302  | 574,644    | △ | 12,214,658 |
|                 |                 | 農林省所管補正額合計      | 111,083,628 | 17,695,185 | △ | 93,388,438 |
|                 |                 | 通商産業省本省         | 369,164     | 1,230,381  | △ | 861,667    |
|                 |                 | 商工統計調査費         | 0           | 52,819     | △ | 52,819     |
|                 |                 | 経済協力費           | 0           | 302,872    | △ | 302,872    |
|                 |                 | 工業再配置促進対策費      | 0           | 5,595      | △ | 5,595      |
|                 |                 | 民間輸送機振興開発費      | 0           | 120,430    | △ | 120,430    |
|                 |                 | 電子計算機産業振興対策費    | 0           | 1,093,911  | △ | 1,093,911  |
|                 |                 | 情報処理振興対策費       | 0           | 169,308    | △ | 169,308    |
|                 |                 | 繊維工業構造改善対策費     | 0           | 32,400     | △ | 32,400     |
| 通商産業本省検査機関工業技術院 | 通商産業本省検査機関工業技術院 | 臨時繊維産業特別対策費     | 0           | 41,446     | △ | 41,446     |
|                 |                 | 工業用水道事業費        | 2,107,000   | 0          |   | 2,107,000  |
|                 |                 | 計               | 2,476,164   | 3,049,612  | △ | 573,448    |
|                 |                 | 通商産業本省検査機関工業技術院 | 96,597      | 24,689     | △ | 71,908     |
|                 |                 | 鉱工業技術振興費        | 44,584      | 54,288     | △ | 9,704      |
| 大型工業技術研究開発費     | 大型工業技術研究開発費     |                 | 0           | 686,361    | △ | 686,361    |
|                 |                 |                 | 0           | 584,798    | △ | 584,798    |

| 運               | 輸          | 省          | 運 | 輸         | 本 | 省          |
|-----------------|------------|------------|---|-----------|---|------------|
| 新エネルギー技術研究開発費   | 工業技術院試験研究所 | 0          | △ | 224,870   | △ | 224,870    |
| 計               |            | 539,172    | △ | 238,013   |   | 306,159    |
| 資源エネルギー庁        | 資源エネルギー庁   | 588,756    | △ | 1,782,880 | △ | 1,199,074  |
| 地 下 資 源 対 策 費   |            | 65,859     | △ | 73,554    | △ | 7,695      |
| 計               |            | 0          | △ | 38,536    | △ | 38,536     |
| 特 許 企 業 対 策 費   |            | 65,859     | △ | 112,090   | △ | 46,231     |
| 中 小 企 業 対 策 費   |            | 0          | △ | 129,068   | △ | 129,068    |
| 通 商 産 業 局       | 通 商 産 業 局  | 34,768     | △ | 1,067     |   | 33,701     |
| 計               |            | 940,168    | △ | 1,230,502 | △ | 290,334    |
| 通 商 産 業 局       | 通 商 産 業 局  | 974,936    | △ | 1,231,569 | △ | 256,633    |
| 計               |            | 128,809    | △ | 189,655   | △ | 60,846     |
| 通 商 産 業 局       | 通 商 産 業 局  | 0          | △ | 5,239     | △ | 5,239      |
| 計               |            | 128,809    | △ | 194,894   | △ | 66,085     |
| 鉱山保安監督官署        | 鉱山保安監督官署   | 35,793     | △ | 21,638    |   | 14,155     |
| 通商産業省所管補正額合計    |            | 4,361,914  | △ | 6,546,390 | △ | 2,184,476  |
| 運輸本省            | 運輸本省       | 696,709    | △ | 173,121   |   | 523,588    |
| 海 運 助 成 費       |            | 0          | △ | 274,373   | △ | 274,373    |
| 日本国有鉄道事業助成費     |            | 427,333    | △ | 540,925   | △ | 122,592    |
| 日本鉄道建設公団事業助成費   |            | 2,200,000  |   | 0         |   | 2,200,000  |
| 観 光 事 業 費       |            | 11,040     | △ | 59,706    | △ | 48,666     |
| 港湾等事業指導監督費      |            | 0          | △ | 24,624    | △ | 24,624     |
| 海 岸 事 業 費       |            | 1,277,000  |   | 0         |   | 1,277,000  |
| 海 岸 事 業 工 事 諸 費 |            | 1,433      |   | 0         |   | 1,433      |
| 港 湾 整 備 事 業 費   |            | 4,285,650  |   | 0         |   | 4,285,650  |
| 空 港 整 備 事 業 費   |            | 2,192,190  |   | 0         |   | 2,192,190  |
| 港湾施設災害復旧事業費     |            | 585,000    |   | 0         |   | 585,000    |
| 計               |            | 11,656,355 | △ | 1,081,749 |   | 10,574,606 |

|             |             |            |   |           |   |            |
|-------------|-------------|------------|---|-----------|---|------------|
| 運輸本省試驗研究機關  | 運輸本省試驗研究所   | 73,178     | △ | 75,504    | △ | 2,326      |
| 運輸本省教育機關    | 運輸學校及訓練所    | 202,715    | △ | 193,079   |   | 9,636      |
| 海運建設局       | 海運建設局       | 61,944     | △ | 36,562    |   | 25,382     |
| 港灣建設局       | 港灣建設局       | 66,475     | △ | 4,839     |   | 61,636     |
| 陸運建設局       | 陸運建設局       | 0          | △ | 33,496    | △ | 33,496     |
| 地方航空局       | 地方航空局       | 23,827     | △ | 3,058     |   | 20,769     |
| 地方航務委員會     | 地方航務委員會     | 12,167     | △ | 4,289     |   | 7,878      |
| 船舶保安會       | 船舶保安會       | 1,562,594  | △ | 857,714   |   | 704,880    |
| 海運保安會       | 海運保安會       | 400,000    |   | 0         |   | 400,000    |
| 海運審判官署      | 海運審判官署      | 1,962,594  | △ | 857,714   |   | 1,104,880  |
| 海運審判官署      | 海運審判官署      | 34,249     | △ | 10,178    |   | 24,071     |
| 海運審判官署      | 海運審判官署      | 77,357     | △ | 453,563   | △ | 376,206    |
| 海運審判官署      | 海運審判官署      | 0          | △ | 58,538    | △ | 58,538     |
| 海運審判官署      | 海運審判官署      | 30,181     | △ | 24,367    |   | 5,764      |
| 海運審判官署      | 海運審判官署      | 107,485    | △ | 536,468   | △ | 428,980    |
| 運輸省所管補正額合計  | 運輸省所管補正額合計  | 14,200,992 | △ | 2,836,936 |   | 11,364,056 |
| 郵政本省郵政監理所   | 郵政本省郵政監理所   | 115,438    | △ | 43,357    |   | 72,081     |
| 郵政本省郵政監理所   | 郵政本省郵政監理所   | 0          | △ | 71,040    | △ | 71,040     |
| 郵政本省郵政監理所   | 郵政本省郵政監理所   | 115,438    | △ | 114,397   |   | 1,041      |
| 郵政本省郵政監理所   | 郵政本省郵政監理所   | 76,151     | △ | 44,448    |   | 31,703     |
| 郵政本省郵政監理所   | 郵政本省郵政監理所   | 0          | △ | 55,992    | △ | 55,992     |
| 郵政本省郵政監理所   | 郵政本省郵政監理所   | 191,589    | △ | 214,837   | △ | 23,248     |
| 勞働本省勞働統計調查費 | 勞働本省勞働統計調查費 | 631,107    | △ | 223,080   |   | 408,027    |
| 勞働本省勞働統計調查費 | 勞働本省勞働統計調查費 | 0          | △ | 8,286     | △ | 8,286      |
| 勞働本省勞働統計調查費 | 勞働本省勞働統計調查費 | 260,000    |   | 0         |   | 260,000    |
| 勞働本省勞働統計調查費 | 勞働本省勞働統計調查費 | 231,783    |   | 0         |   | 231,783    |

| 官 報 (号 外)   | 建 設 省                                                                    | 建 設 本 省                                                                                                                                                                      | 補 正 額 合 計  |         |                   |            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|-------------------|------------|
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 建 設 本 省    | 河 川 管 理 | 建 設 事 業 指 導 監 督 費 | 治 水 事 業 費  |
| 職 業 安 定 官 署 | 勞 働 本 省 研 究 機 関<br>中 央 勞 働 委 員 会<br>公 共 企 業 体 等 勞 働 委 員 会<br>勞 働 保 護 官 署 | 雇 用 保 險 国 庫 負 担 金<br>職 業 訓 練 費<br>農 業 者 転 職 対 策 費<br>計<br>勞 働 本 省 研 究 所<br>中 央 勞 働 委 員 会<br>公 共 企 業 体 等 勞 働 委 員 会<br>勞 働 保 護 官 署<br>計<br>職 業 安 定 官 署<br>農 業 者 転 職 対 策 費<br>計 | 54,885,553 | 0       | 54,885,553        | 54,885,553 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 326,509    | △       | 24,446            | 302,063    |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 0          | △       | 9,209             | 9,209      |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 56,334,952 | △       | 265,021           | 56,069,931 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 5,899      | △       | 4,791             | 1,108      |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 2,231      | △       | 6,775             | 4,544      |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 10,594     | △       | 5,516             | 5,078      |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 360,343    | △       | 82,655            | 277,688    |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 0          | △       | 3,409             | 3,409      |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 360,343    | △       | 86,064            | 274,279    |
| 職 業 安 定 官 署 | 計                                                                        | 計                                                                                                                                                                            | 754,254    | △       | 129,633           | 624,621    |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 0          | △       | 7,832             | 7,832      |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 754,254    | △       | 137,465           | 616,789    |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 57,468,273 | △       | 505,632           | 56,962,641 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 237,296    | △       | 277,857           | 40,561     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 8,413      | △       | 28,222            | 19,809     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 0          | △       | 14,050            | 14,050     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 0          | △       | 78,789            | 78,789     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 56,766,397 | 0       | 0                 | 56,766,397 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 881,000    | 0       | 0                 | 881,000    |
| 建 設 省       | 建 設 本 省                                                                  | 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費<br>海 岸 事 業 費<br>海 岸 事 業 工 事 諸 費<br>揮 発 油 税 等 財 源 道 路 整 備 事 業 費<br>道 路 整 備 事 業 費<br>住 宅 対 策 諸 費<br>都 市 計 画 事 業 費<br>河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費                 | 1,347,690  | 0       | 0                 | 1,347,690  |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 12,343     | 0       | 0                 | 12,343     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 44,462,237 | 0       | 0                 | 44,462,237 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 23,317,863 | 0       | 0                 | 23,317,863 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 19,409,816 | 0       | 0                 | 19,409,816 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 25,486,000 | 0       | 0                 | 25,486,000 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 71,661,000 | 0       | 0                 | 71,661,000 |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 237,296    | △       | 277,857           | 40,561     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 8,413      | △       | 28,222            | 19,809     |
|             |                                                                          |                                                                                                                                                                              | 0          | △       | 14,050            | 14,050     |

|     |     |            |               |             |               |             |               |
|-----|-----|------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 自治省 | 自治省 | 建設省所管補正額合計 | 河川等災害復旧事業工事諸費 | 169,259     | 0             | 169,259     |               |
|     |     |            | 都市災害復旧事業費     | 361,000     | 0             | 361,000     |               |
|     |     |            | 河川等災害関連事業費    | 5,930,000   | 0             | 5,930,000   |               |
|     |     |            | 計             | 250,050,314 | △             | 398,918     | 249,651,396   |
|     |     |            | 国土地理院         | 100,552     | △             | 180,810     | 80,258        |
|     |     |            | 建設本省試験研究所     | 43,172      | △             | 39,480      | 3,692         |
|     |     |            | 地方建設官署        | 56,667      | △             | 25,840      | 30,827        |
|     |     |            | 道路災害復旧事業工事諸費  | 8,900       | 0             | 0           | 8,900         |
|     |     |            | 公園事業工事諸費      | 3,462       | 0             | 0           | 3,462         |
|     |     |            | 計             | 69,029      | △             | 25,840      | 43,189        |
| 自治省 | 自治省 | 建設省所管補正額合計 | 250,263,067   | △           | 645,048       | 249,618,019 |               |
|     |     |            | 20,206,697    | △           | 253,174       | 19,953,523  |               |
|     |     |            | 0             | △           | 1,100,480,000 | △           | 1,100,480,000 |
|     |     |            | 22,000,000    | 0           | 0             | 22,000,000  |               |
|     |     |            | 0             | △           | 50,426        | 50,426      |               |
|     |     |            | 0             | △           | 298,480       | 298,480     |               |
|     |     |            | 42,206,697    | △           | 1,101,082,080 | △           | 1,058,875,383 |
|     |     |            | 15,071        | △           | 56,667        | 41,586      |               |
|     |     |            | 0             | △           | 796,717       | 796,717     |               |
|     |     |            | 9,527         | △           | 8,080         | 1,497       |               |
| 自治省 | 自治省 | 建設省所管補正額合計 | 24,598        | △           | 861,404       | 836,806     |               |
|     |     |            | 42,231,295    | △           | 1,101,943,484 | △           | 1,059,712,189 |
|     |     |            | 823,018,871   | △           | 1,274,661,072 | △           | 451,642,201   |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |
|     |     |            |               |             |               |             |               |

丙号 繰越明許費 補正

| 所 管   | 組     | 織                      | 事 項 |
|-------|-------|------------------------|-----|
| 農 林 省 | 水 産 庁 | (項) だれ漁船主乗組員等特別<br>給付費 |     |

丁号 国庫債務負担行為 補正

| 所 管   | 組 織     | 事 項                                   | 限 度<br>(千円)                            | 行 為 年 度                       | 国 庫 の 負 担 年 度                                 | 事 由                                                                                                           |
|-------|---------|---------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 理 府 | 北海道開発庁  | 下水道緊急整備事業費補助<br><br>既 定<br>追 加<br>改 定 | 4,320,000<br>760,000<br>5,080,000      | 昭 和 50 年 度<br>同<br>—          | 昭和50年度以<br>降5箇年度以内<br>同<br>—                  | 水質環境基準の達成のため緊急に整備を要する公共下水道<br>事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ<br>その事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交<br>付する旨の決定を行う必要があるため |
| 文 部 省 | 文 部 本 省 | 公立学校施設整備費補助<br><br>既 定<br>追 加<br>改 定  | 27,309,000<br>10,080,000<br>37,389,000 | 昭 和 50 年 度<br>同<br>—          | 昭和50年度及<br>び昭和51年度<br>同<br>—                  | 公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施<br>するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定<br>を行うことを要するため                                      |
| 農 林 省 | 農 林 本 省 | 国営かんがい排水事業<br><br>既 定<br>追 加<br>改 定   | 3,500,000<br>1,080,000<br>4,560,000    | 昭 和 50 年 度<br>昭 和 50 年 度<br>— | 昭和50年度以<br>降5箇年度以内<br>昭和50年度及<br>び昭和51年度<br>— | 東播用水地区呑吐ダム付普通路工事ほか2件の工事及びこ<br>れらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるた<br>め                                                |
| 建 設 省 | 建 設 本 省 | 下水道緊急整備事業費補助<br><br>既 定               | 83,560,000                             | 昭 和 50 年 度                    | 昭和50年度以<br>降5箇年度以内                            |                                                                                                               |



改める。

第5条 昭和50年度特別会計予算総則第8条第1項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中、交付税及び譲与税配付金特別会計の最高額「167,960,000千円」を「1,287,940,000千円」に、郵政事業特別会計の最高額「247,100,000千円」を「268,800,000千円」に改める。

第6条 昭和50年度特別会計予算総則第9条に定める郵政事業特別会計において給与準則の適用を受ける職員に対して支給する給与の総額「852,719,963千円」を「901,383,834千円」に改める。

第7条 昭和50年度特別会計予算総則第16条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中「資金運用部資金の昭和50年度に一般会計において新たに発行される国債に対する運用420,000,000千円」を「資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和50年度の国債（昭和50年度の公債の発行の特例に関する法律）（仮称）の規定により発行される国債を含む。）に対する運用840,000,000千円」に改め、同項の表中

|            |              |     |   |
|------------|--------------|-----|---|
| 3 国立病院特別会計 | 19,000,000千円 | 0千円 | を |
| 3 国立病院特別会計 | 20,000,000千円 | 0千円 | に |

|                |               |              |    |
|----------------|---------------|--------------|----|
| 4 特定土地改良工事特別会計 | 19,600,000千円  | 0千円          | を  |
| 4 特定土地改良工事特別会計 | 23,100,000千円  | 0千円          | に、 |
| 8 日本国国有鉄道      | 821,600,000千円 | 60,000,000千円 | を  |
| 8 日本国国有鉄道      | 917,000,000千円 | 60,000,000千円 | に、 |
| 9 日本電信電話公社     | 15,000,000千円  | 23,000,000千円 | を  |
| 9 日本電信電話公社     | 25,000,000千円  | 23,000,000千円 | に  |

改める。

甲号 歳入歳出予算補正

| 所管     | 特別会計 | 款       | 項              | 補正額          |              |              |
|--------|------|---------|----------------|--------------|--------------|--------------|
|        |      |         |                | 追加額(千円)      | 修正減少額(千円)    | 差引額(千円)      |
| 大蔵省    | 造幣局  | 入       | 補助貨幣回収準備資金より受入 | 0            | △ 11,560,824 | △ 11,560,824 |
|        |      |         |                | 0            | △ 11,560,824 | △ 11,560,824 |
|        | 歳出   | 事業費     | 0              | △ 11,560,824 | △ 11,560,824 |              |
|        |      |         |                |              |              |              |
| 国債整理基金 | 入    | 他会計より受入 | 83,202,427     | △ 48,409     | 83,154,018   |              |
|        |      |         | 83,202,427     | △ 48,409     | 83,154,018   |              |

[illegible]

| 厚生省<br>国立病院<br>勸定 | 入        | 出         | 歳出補正額      |             | 歳入補正額      |             | 歳出補正額      |             | 歳入補正額      |             |
|-------------------|----------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
|                   |          |           | 歳出         | 補正額         | 歳入         | 補正額         | 歳出         | 補正額         | 歳入         | 補正額         |
| 入                 | 他会計より受入金 | 一般会計より受入金 | 3,369,400  | 0           | 3,369,400  | 0           | 3,369,400  | 0           | 3,369,400  | 0           |
|                   |          |           | 30,241,750 | △ 8,415,508 | 30,241,750 | △ 8,415,508 | 30,241,750 | △ 8,415,508 | 30,241,750 | △ 8,415,508 |
|                   |          |           | 3,375,496  | △ 299,206   | 3,375,496  | △ 299,206   | 3,375,496  | △ 299,206   | 3,375,496  | △ 299,206   |
|                   |          |           | 800,000    | 0           | 800,000    | 0           | 800,000    | 0           | 800,000    | 0           |
| 出                 | 他会計より受入金 | 一般会計より受入金 | 4,175,496  | △ 299,206   | 4,175,496  | △ 299,206   | 4,175,496  | △ 299,206   | 4,175,496  | △ 299,206   |
|                   |          |           | 3,729,420  | △ 281,067   | 3,729,420  | △ 281,067   | 3,729,420  | △ 281,067   | 3,729,420  | △ 281,067   |
|                   |          |           | 12,769     | △ 18,139    | 12,769     | △ 18,139    | 12,769     | △ 18,139    | 12,769     | △ 18,139    |
|                   |          |           | 813,807    | 0           | 813,807    | 0           | 813,807    | 0           | 813,807    | 0           |
| 入                 | 他会計より受入金 | 一般会計より受入金 | 4,555,496  | △ 679,206   | 4,555,496  | △ 679,206   | 4,555,496  | △ 679,206   | 4,555,496  | △ 679,206   |
|                   |          |           | 2,446,770  | △ 213,714   | 2,446,770  | △ 213,714   | 2,446,770  | △ 213,714   | 2,446,770  | △ 213,714   |
|                   |          |           | 200,000    | 0           | 200,000    | 0           | 200,000    | 0           | 200,000    | 0           |
|                   |          |           | 200,000    | 0           | 200,000    | 0           | 200,000    | 0           | 200,000    | 0           |
| 出                 | 他会計より受入金 | 一般会計より受入金 | 2,646,770  | △ 213,714   | 2,646,770  | △ 213,714   | 2,646,770  | △ 213,714   | 2,646,770  | △ 213,714   |
|                   |          |           | 2,655,805  | △ 196,057   | 2,655,805  | △ 196,057   | 2,655,805  | △ 196,057   | 2,655,805  | △ 196,057   |
|                   |          |           | 7,639      | △ 17,657    | 7,639      | △ 17,657    | 7,639      | △ 17,657    | 7,639      | △ 17,657    |
|                   |          |           | 203,326    | 0           | 203,326    | 0           | 203,326    | 0           | 203,326    | 0           |
| 入                 | 他会計より受入金 | 一般会計より受入金 | 0          | △ 220,000   | 0          | △ 220,000   | 0          | △ 220,000   | 0          | △ 220,000   |
|                   |          |           | 2,366,770  | △ 433,714   | 2,366,770  | △ 433,714   | 2,366,770  | △ 433,714   | 2,366,770  | △ 433,714   |
|                   |          |           | 2,433,056  | △ 2,433,056 | 2,433,056  | △ 2,433,056 | 2,433,056  | △ 2,433,056 | 2,433,056  | △ 2,433,056 |
|                   |          |           | 2,459,748  | △ 10,018    | 2,459,748  | △ 10,018    | 2,459,748  | △ 10,018    | 2,459,748  | △ 10,018    |

| 農 林 省                     | 国 民 年 金 業 務 勘 定 入 歳 | 他 会 計 よ り 受 入  | 一 般 会 計 よ り 受 入 | 業 務 取 扱 費 予 補 正 額 | △ 213,267 | △ 213,267 | 2,582,205 |
|---------------------------|---------------------|----------------|-----------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|
|                           |                     |                |                 |                   |           |           |           |
| 農 林 省 国 有 林 野 事 業 勘 定 入 歳 | 出                   | 歳 出 補 正 額      | 2,795,472       | 2,795,472         | △ 213,267 | △ 213,267 | 2,582,205 |
|                           | 入                   | 他 会 計 よ り 受 入  | 3,045,472       | 0                 | △ 213,267 | △ 250,000 | 2,832,205 |
|                           | 入                   | 地方公共団体工事費負担金収入 | 9,000,000       | 9,000,000         | 0         | 0         | 9,000,000 |
|                           | 入                   | 地方公共団体工事費負担金収入 | 149,898         | 149,898           | 0         | 0         | 149,898   |
| 農 林 省 国 有 林 野 事 業 勘 定 入 歳 | 出                   | 歳 出 補 正 額      | 9,149,898       | 9,149,898         | 0         | 0         | 9,149,898 |
|                           | 入                   | 他 会 計 よ り 受 入  | 8,489,486       | 8,489,486         | 0         | 0         | 8,489,486 |
|                           | 入                   | 北海 道 治 山 事 業 費 | 551,502         | 551,502           | 0         | 0         | 551,502   |
|                           | 入                   | 離 島 治 山 事 業 費  | 84,270          | 84,270            | 0         | 0         | 84,270    |
| 特定土地改良工事 歳 入              | 入                   | 他 会 計 よ り 受 入  | 22,470          | 22,470            | 0         | 0         | 22,470    |
|                           | 入                   | 借 入 金          | 2,170           | 2,170             | 0         | 0         | 2,170     |
|                           | 入                   | 歳 出 補 正 額      | 9,149,898       | 9,149,898         | 0         | 0         | 9,149,898 |
|                           | 入                   | 他 会 計 よ り 受 入  | 5,978,311       | 5,978,311         | 0         | 0         | 5,978,311 |
| 特定土地改良工事 歳 入              | 入                   | 借 入 金          | 3,406,000       | 3,406,000         | 0         | 0         | 3,406,000 |
|                           | 入                   | 歳 出 補 正 額      | 5,978,311       | 5,978,311         | 0         | 0         | 5,978,311 |
|                           | 入                   | 他 会 計 よ り 受 入  | 5,978,311       | 5,978,311         | 0         | 0         | 5,978,311 |
|                           | 入                   | 借 入 金          | 3,406,000       | 3,406,000         | 0         | 0         | 3,406,000 |

[illegible]

| 特定港湾施設工事勘定<br>歳 | 入 | 他 会 計 よ り 受 入                            | 歳 出 補 正 額                                | 港 湾 事 業 等 工 事 諸 費 予 備                    | 907,265<br>0          | △<br>485,762          | △<br>485,762          | 907,265<br>485,762         |
|-----------------|---|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
|                 |   |                                          |                                          |                                          |                       |                       |                       |                            |
| 歳               | 出 | 港湾管理者工事費負担金収入                            | 港湾管理者工事費負担金収入                            | 港湾管理者工事費負担金収入                            | 9,888,174             | △<br>485,762          | △<br>485,762          | 9,402,412                  |
|                 |   | 受益者工事費負担金収入                              | 受益者工事費負担金収入                              | 受益者工事費負担金収入                              | 11,001                | 0                     | 0                     | 11,001                     |
|                 |   | 歳 入 補 正 額                                | 歳 入 補 正 額                                | 歳 入 補 正 額                                | 78,365                | 0                     | 0                     | 78,365                     |
|                 |   | 物資別専門埠頭港湾施設工事費<br>工事諸費港湾整備勘定へ繰入<br>予 備 費 | 物資別専門埠頭港湾施設工事費<br>工事諸費港湾整備勘定へ繰入<br>予 備 費 | 物資別専門埠頭港湾施設工事費<br>工事諸費港湾整備勘定へ繰入<br>予 備 費 | 50,000<br>42,621<br>0 | 0<br>0<br>△<br>14,256 | 0<br>0<br>△<br>14,256 | 50,000<br>42,621<br>14,256 |
| 歳               | 入 | 他 会 計 よ り 受 入                            | 他 会 計 よ り 受 入                            | 他 会 計 よ り 受 入                            | 2,499,970             | 0                     | 0                     | 2,499,970                  |
|                 |   | 地方公共団体工事費負担金収入                           | 地方公共団体工事費負担金収入                           | 地方公共団体工事費負担金収入                           | 66,116                | 0                     | 0                     | 66,116                     |
|                 |   | 歳 入 補 正 額                                | 歳 入 補 正 額                                | 歳 入 補 正 額                                | 2,566,086             | 0                     | 0                     | 2,566,086                  |
|                 |   | 空 港 整 備 事 業 費 予 備                        | 空 港 整 備 事 業 費 予 備                        | 空 港 整 備 事 業 費 予 備                        | 2,254,583             | 0                     | 0                     | 2,254,583                  |
| 歳               | 出 | 北海道上空港整備事業費                              | 北海道上空港整備事業費                              | 北海道上空港整備事業費                              | 53,470                | 0                     | 0                     | 53,470                     |
|                 |   | 沖繩上空港整備事業費                               | 沖繩上空港整備事業費                               | 沖繩上空港整備事業費                               | 256,000               | 0                     | 0                     | 256,000                    |

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 昭和五十年年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書



| 水 定 入             | 水 勘 入             | 治 勘 入             | 治 勘 入             | 道 路 事 業 工 事 諸 費 |           | 水 勘 入      |           | 治 勘 入      |           |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|                   |                   |                   |                   | 予 備 費           | 正 額       | 予 備 費      | 正 額       | 予 備 費      | 正 額       |
| 他 会 計 よ り 受 入     | 他 会 計 よ り 受 入     | 他 会 計 よ り 受 入     | 他 会 計 よ り 受 入     | 870,081         | 0         | 870,081    | 0         | 870,081    | 0         |
| 他 勘 定 よ り 受 入     | 他 勘 定 よ り 受 入     | 他 勘 定 よ り 受 入     | 他 勘 定 よ り 受 入     | 0               | △ 541,990 | 0          | △ 541,990 | △ 541,990  | △ 541,990 |
| 地方公共団体工事費負担金収入    | 地方公共団体工事費負担金収入    | 地方公共団体工事費負担金収入    | 地方公共団体工事費負担金収入    | 95,123,342      | △ 541,990 | 95,123,342 | △ 541,990 | 94,581,352 | △ 541,990 |
| 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 56,787,515      | 0         | 56,787,515 | 0         | 56,787,515 | 0         |
| 一般会計より受入          | 一般会計より受入          | 一般会計より受入          | 一般会計より受入          | 56,787,515      | 0         | 56,787,515 | 0         | 56,787,515 | 0         |
| 特定多目的ダム建設工事勘定より受入 | 特定多目的ダム建設工事勘定より受入 | 特定多目的ダム建設工事勘定より受入 | 特定多目的ダム建設工事勘定より受入 | 81,361          | 0         | 81,361     | 0         | 81,361     | 0         |
| 地方公共団体工事費負担金収入    | 地方公共団体工事費負担金収入    | 地方公共団体工事費負担金収入    | 地方公共団体工事費負担金収入    | 11,002,066      | 0         | 11,002,066 | 0         | 11,002,066 | 0         |
| 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 1,573,685       | 0         | 1,573,685  | 0         | 1,573,685  | 0         |
| 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 電気事業者等工事費負担金収入    | 1,573,685       | 0         | 1,573,685  | 0         | 1,573,685  | 0         |
| 補 正 額             | 補 正 額             | 補 正 額             | 補 正 額             | 69,444,627      | 0         | 69,444,627 | 0         | 69,444,627 | 0         |
| 河 川 事 業 費         | 河 川 事 業 費         | 河 川 事 業 費         | 河 川 事 業 費         | 28,723,650      | 0         | 28,723,650 | 0         | 28,723,650 | 0         |
| 北海道河川事業費          | 北海道河川事業費          | 北海道河川事業費          | 北海道河川事業費          | 5,114,105       | 0         | 5,114,105  | 0         | 5,114,105  | 0         |
| 河川総合開発事業費         | 河川総合開発事業費         | 河川総合開発事業費         | 河川総合開発事業費         | 14,441,600      | 0         | 14,441,600 | 0         | 14,441,600 | 0         |
| 水資源開発公園交付金        | 水資源開発公園交付金        | 水資源開発公園交付金        | 水資源開発公園交付金        | 10,912,372      | 0         | 10,912,372 | 0         | 10,912,372 | 0         |
| 砂 防 事 業 費         | 砂 防 事 業 費         | 砂 防 事 業 費         | 砂 防 事 業 費         | 9,170,240       | 0         | 9,170,240  | 0         | 9,170,240  | 0         |
| 北海道砂防事業費          | 北海道砂防事業費          | 北海道砂防事業費          | 北海道砂防事業費          | 220,160         | 0         | 220,160    | 0         | 220,160    | 0         |
| 離島治水事業費           | 離島治水事業費           | 離島治水事業費           | 離島治水事業費           | 287,000         | 0         | 287,000    | 0         | 287,000    | 0         |
| 沖縄治水事業費           | 沖縄治水事業費           | 沖縄治水事業費           | 沖縄治水事業費           | 152,000         | 0         | 152,000    | 0         | 152,000    | 0         |
| 治水事業費             | 治水事業費             | 治水事業費             | 治水事業費             | 729,103         | 0         | 729,103    | 0         | 729,103    | 0         |
| 予 備 費             | 予 備 費             | 予 備 費             | 予 備 費             | 0               | △ 305,603 | 0          | △ 305,603 | △ 305,603  | △ 305,603 |
| 補 正 額             | 補 正 額             | 補 正 額             | 補 正 額             | 69,750,230      | △ 305,603 | 69,750,230 | △ 305,603 | 69,444,627 | △ 305,603 |

| 特定多目的ダム建設工事<br>勘定<br>歳 | 入 | 他 会 計 よ り 受 入                            | 一 般 会 計 よ り 受 入                          | 歳 入 補 正 額                                                          | 歳 出 補 正 額                                                          | 歳 入        | 歳 出        |
|------------------------|---|------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|------------|
|                        |   | 地方公共団体工事費負担金収<br>入<br>電気事業者等工事費負担金収<br>入 | 地方公共団体工事費負担金収<br>入<br>電気事業者等工事費負担金収<br>入 | 多目的ダム建設事業費<br>北海道多目的ダム建設事業費<br>沖繩多目的ダム建設事業費<br>工事諸費等治水勘定へ繰入<br>予備費 | 多目的ダム建設事業費<br>北海道多目的ダム建設事業費<br>沖繩多目的ダム建設事業費<br>工事諸費等治水勘定へ繰入<br>予備費 | 22,115,846 | 22,115,846 |
| 歳 出                    |   | 15,005,811                               | 15,005,811                               | 0                                                                  | 0                                                                  | 22,115,846 | 22,115,846 |
|                        |   | 2,722,989                                | 2,722,989                                | 0                                                                  | 0                                                                  | 2,722,989  | 2,722,989  |
|                        |   | 4,387,046                                | 4,387,046                                | 0                                                                  | 0                                                                  | 4,387,046  | 4,387,046  |
|                        |   | 20,072,416                               | 20,072,416                               | 0                                                                  | 0                                                                  | 20,072,416 | 20,072,416 |
|                        |   | 1,399,400                                | 1,399,400                                | 0                                                                  | 0                                                                  | 1,399,400  | 1,399,400  |
|                        |   | 599,855                                  | 599,855                                  | 0                                                                  | 0                                                                  | 599,855    | 599,855    |
|                        |   | 81,361                                   | 81,361                                   | 0                                                                  | 0                                                                  | 81,361     | 81,361     |
|                        |   | 0                                        | 0                                        | △ 37,186                                                           | △ 37,186                                                           | △ 37,186   | △ 37,186   |
|                        |   | 22,153,082                               | 22,153,082                               | △ 37,186                                                           | △ 37,186                                                           | 22,115,846 | 22,115,846 |

(外 号) 報 国

丁号 国庫債務負担行為補正

| 所 管      | 特 別 会 計  | 事 項        | 限 度<br>(千円)              | 行 為 年 度 | 国 庫 の 年 度 負 担 額 | 事 由                                     |
|----------|----------|------------|--------------------------|---------|-----------------|-----------------------------------------|
| 大蔵省及び建設省 | 特定国有財産整備 | 特定施設整備     | 58,615,200               | 昭和50年度  | 昭和50年度及び昭和51年度  | 筑波研究学園都市における庁舎等の整備事業には、多くの日数を要するものがあるため |
|          |          | 既定追加改定     | 15,675,000<br>74,290,200 | 同       | 同               |                                         |
| 農 林 省    | 特定土地改良工事 | 国営かんがい排水事業 |                          |         |                 |                                         |

|       |                      |                     |           |            |                           |                                              |
|-------|----------------------|---------------------|-----------|------------|---------------------------|----------------------------------------------|
| 運 輸 省 | 港 湾 整 備<br>港湾整備勘定    | 一ツ瀬川農業水利事業東原調整池建設工事 | 1,260,000 | 昭 和 50 年 度 | 昭和 50 年 度 以<br>降 4 箇年度以内  | 一ツ瀬川農業水利事業東原調整池建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため |
|       | 直轄港湾改修事業             | 既 定                 | 3,000,000 | 昭 和 50 年 度 | 昭和 50 年 度 及<br>び昭和 51 年 度 | 福井港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため                  |
|       | 追 加<br>改 定           |                     | 1,800,000 | 同          | 同                         |                                              |
|       |                      |                     | 4,800,000 | —          | —                         |                                              |
| 建 設 省 | 水 治<br>特定多目的ダム建設工事勘定 | 多目的ダム建設事業           |           |            |                           |                                              |
|       | 九頭竜川真名川ダム建設工事        | 既 定                 | 2,583,000 | 昭 和 50 年 度 | 昭和 50 年 度 及<br>び昭和 51 年 度 | 九頭竜川真名川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
|       | 追 加<br>改 定           |                     | 510,000   | 同          | 同                         |                                              |
|       |                      |                     | 3,093,000 | —          | —                         |                                              |
|       | 最上川白川ダム建設工事          | 既 定                 | 1,016,000 | 昭 和 50 年 度 | 昭和 50 年 度 及<br>び昭和 51 年 度 | 最上川白川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため   |
|       | 信濃川大町ダム建設工事          | 既 定                 | 750,000   | 昭 和 50 年 度 | 昭和 51 年 度                 |                                              |
|       | 追 加<br>改 定           |                     | 194,000   | 同          | 昭和 50 年 度 及<br>び昭和 51 年 度 |                                              |
|       |                      |                     | 944,000   | —          | —                         | 信濃川大町ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため   |

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計補正予算における公共事業等の追加、公務員の給与改善等に関連して、道路整備特別会計等十八特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。  
本補正予算の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 造幣局特別会計

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 〇  
差引 一、五六一 △ 一、五六一

2 国債整理基金特別会計

一般会計予算において公債発行予定額を追加したこと等に伴い、所要の補正を行うものである。

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 八三、二〇二 △ 八三、二〇二  
差引 八三、一五四 △ 八三、一五四

3 交付金及び譲与税配付金特別会計

国税三税の減収に伴う地方交付税交付金の減少額の補てんと地方公務員の給与改善等の財源に資するため、資金運用部資金から一、一九、九八〇百万円を借り入れるとともに、臨時地方特例交付金及び一時借入金利子財源を一般会計から受入れる等の補正を行うものである。

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 一、一六一、一七四 △ 一、一〇〇、四八〇  
差引 六一、六九四 △ 六一、六九四

4 特定国有財産整備特別会計

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 六、九九三 △ 六、九九三  
差引 六、九九三 △ 六、九九三

5 国立学校特別会計

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 三〇、二四二 △ 三〇、二四二

修正減少 △ 八、四一六  
差引 二一、八二六 △ 二一、八二六

6 国立病院特別会計

(1) 病院勘定 歳入(百万円) 歳出(百万円)

補正 追加 四、一七五 △ 四、五五五  
修正減少 二、九八九 △ 六、七九  
差引 三、八七六 △ 三、八七六

(2) 療養所勘定

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 二、六四七 △ 二、八六七  
差引 二、四三三 △ 二、四三三

7 国民年金特別会計

業務勘定 歳入(百万円) 歳出(百万円)

補正 追加 二、七九五 △ 三、〇四五  
修正減少 二、二二三 △ 四、六三  
差引 二、五八二 △ 二、五八二

8 国有林野事業特別会計

治山勘定 歳入(百万円) 歳出(百万円)

補正 追加 九、一五〇 △ 九、一五〇  
修正減少 九、一五〇 △ 九、一五〇  
差引 九、一五〇 △ 九、一五〇

9 特定土地改良工事特別会計

補正 追加 歳入(百万円) 歳出(百万円)

修正減少 九、三八四 △ 九、三八四  
差引 九、三八四 △ 九、三八四

10 自動車損害賠償責任再保険特別会計

業務勘定 歳入(百万円) 歳出(百万円)

補正 追加 九、三八四 △ 九、三八四  
修正減少 九、三八四 △ 九、三八四  
差引 九、三八四 △ 九、三八四

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書 昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書 二五三

|                    |   |         |         |
|--------------------|---|---------|---------|
| 11 港湾整備特別会計        |   | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
| (1) 港湾整備勘定         |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 | △ | 二四      | 二〇      |
| 修正減少               |   | 二       | 一八      |
| 差引                 |   | 二二      | 二       |
| 歳入(百万円)            |   | 九、四〇二   | 九、八八八   |
| 歳出(百万円)            |   | 九、四〇二   | 九、四〇二   |
| (2) 特定港湾施設工事勘定     |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 七八      | 九三      |
| 修正減少               |   | 七八      | 一四      |
| 差引                 |   | 七       | 七八      |
| 歳入(百万円)            |   | 二、五六六   | 三、一九五   |
| 歳出(百万円)            |   | 二、五六六   | 二、五六六   |
| 12 空港整備特別会計        |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 五四、〇〇〇  | 五一、四七二  |
| 修正減少               |   | 一五二、二五四 | 一四九、七二七 |
| 差引                 |   | 九八、二五四  | 九八、二五四  |
| 歳入(百万円)            |   | 五四、〇〇〇  | 五一、四七二  |
| 歳出(百万円)            |   | 五四、〇〇〇  | 五一、四七二  |
| 13 郵政事業特別会計        |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 五四、〇〇〇  | 五一、四七二  |
| 修正減少               |   | 一五二、二五四 | 一四九、七二七 |
| 差引                 |   | 九八、二五四  | 九八、二五四  |
| 歳入(百万円)            |   | 五四、〇〇〇  | 五一、四七二  |
| 歳出(百万円)            |   | 五四、〇〇〇  | 五一、四七二  |
| 14 郵便貯金特別会計        |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 八、五六〇   | 八、五六〇   |
| 修正減少               |   | 八、五六〇   | 八、五六〇   |
| 差引                 |   | 〇       | 〇       |
| 歳入(百万円)            |   | 八、五六〇   | 八、五六〇   |
| 歳出(百万円)            |   | 八、五六〇   | 八、五六〇   |
| 15 簡易生命保険及郵便年金特別会計 |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 修正減少               |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 差引                 |   | 〇       | 〇       |
| 歳入(百万円)            |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 歳出(百万円)            |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 16 労働保険特別会計        |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 修正減少               |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 差引                 |   | 〇       | 〇       |
| 歳入(百万円)            |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 歳出(百万円)            |   | 六、三三七   | 六、三三七   |
| 17 道路整備特別会計        |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 一九〇、一八六 | 一九〇、五四〇 |
| 修正減少               |   | 一九〇、一八六 | 一九〇、一八六 |
| 差引                 |   | 〇       | 〇       |
| 歳入(百万円)            |   | 一九〇、一八六 | 一九〇、一八六 |
| 歳出(百万円)            |   | 一九〇、一八六 | 一九〇、一八六 |
| 18 治水特別会計          |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 九四、五八一  | 九五、一二三  |
| 修正減少               |   | 九四、五八一  | 五四二     |
| 差引                 |   | 〇       | 〇       |
| 歳入(百万円)            |   | 九四、五八一  | 九四、五八一  |
| 歳出(百万円)            |   | 九四、五八一  | 九四、五八一  |
| (2) 特定多目的ダム建設工事勘定  |   |         |         |
| 補正                 |   |         |         |
| 追加                 |   | 六九、四四五  | 六九、七五〇  |
| 修正減少               |   | 六九、四四五  | 三〇六     |
| 差引                 |   | 〇       | 〇       |
| 歳入(百万円)            |   | 六九、四四五  | 六九、四四五  |
| 歳出(百万円)            |   | 六九、四四五  | 六九、四四五  |

衆議院議長 前尾繁三郎殿

予算委員長 荒松清十郎

昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右 国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和50年度政府関係機関補正予算

予算総則 補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和50年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

日本専売公社  
日本国鉄公社  
日本電信電話公社  
住宅金融公庫  
農林漁業金融公庫  
環境衛生金融公庫

第2条 昭和50年度政府関係機関予算総則第4条に定める日本専売公社の長期借入金の限度額「343,000,000千円」を「380,500,000千円」に改める。

第3条 昭和50年度政府関係機関予算総則第8条第1項に定める日本専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「66,521,858千円」を「69,181,490千円」に、基準外給与の額「44,221,318千円」を「46,229,022千円」に、給与の総額「110,743,176千円」を「115,410,512千円」に改める。

第4条 昭和50年度政府関係機関予算総則第13条第1項の日本国鉄公社の借入金等の限度額の表中

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 長期借入金及び鉄道債券          |               |
| イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債 | 941,600,000千円 |
| ロ イ以外の鉄道債券           | 438,300,000   |

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 長期借入金及び鉄道債券          |                 |
| イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債 | 1,077,000,000千円 |
| ロ イ以外の鉄道債券           | 467,700,000     |

改める。

甲号 収入支出予算補正

| 政府関係機関 | 項       | 補正 |    |
|--------|---------|----|----|
|        |         | 追加 | 減額 |
| 日本専売公社 | たばこ事業収入 |    |    |
| 収入     | 増       |    |    |

第5条 昭和50年度政府関係機関予算総則第17条第1項に定める日本国鉄公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「766,120,269千円」を「797,686,334千円」に、基準外給与の額「453,808,442千円」を「474,267,610千円」に、給与の総額「1,219,928,711千円」を「1,271,953,944千円」に改める。

第6条 昭和50年度政府関係機関予算総則第22条第1項の日本電信電話公社の借入金等の限度額の表

| 債                                                                | 券 | 等 | 限 | 度 | 額            |
|------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|--------------|
| 電信電話債券及び長期借入金                                                    |   |   |   |   | 38,000,000千円 |
| イ 政府引受債                                                          |   |   |   |   |              |
| ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの |   |   |   |   | 475,000,000  |
| ハ イ及びロ以外のもの                                                      |   |   |   |   | 585,900,000  |
| 一時借入金                                                            |   |   |   |   | 495,000,000  |

| 債                                                                | 券 | 等 | 限 | 度 | 額            |
|------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|--------------|
| 電信電話債券及び長期借入金                                                    |   |   |   |   | 48,000,000千円 |
| イ 政府引受債                                                          |   |   |   |   |              |
| ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの |   |   |   |   | 475,000,000  |
| ハ イ及びロ以外のもの                                                      |   |   |   |   | 631,700,000  |
| 一時借入金                                                            |   |   |   |   | 521,000,000  |

改める。

第7条 昭和50年度政府関係機関予算総則第26条第1項に定める日本電信電話公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「470,490,340千円」を「482,254,489千円」に、基準外給与の額「320,968,217千円」を「328,474,702千円」に、給与の総額「791,453,557千円」を「810,729,191千円」に改める。

| 補正 |    | 額 |   |
|----|----|---|---|
| 追加 | 減額 | 差 | 引 |
| 0  | △  |   | △ |
| 0  | △  |   | △ |
| 0  | △  |   | △ |

[illegible]

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 昭和五十年財政年度関係機関修正予算(案第一号)及び同報告書

二五六

| 日本電信電話公社<br>損益勘定出       | 支出補正額      | 45,437,100 | 0          | 45,437,100 |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|
|                         |            |            |            |            |
|                         |            |            |            |            |
| 給与その他諸費                 | 21,776,281 | 0          | 21,776,281 |            |
| 営業利子及債務取扱諸費             | 2,803,460  | 0          | 2,803,460  |            |
| 資本勘定へ繰入                 | 1,220,259  | 0          | 1,220,259  |            |
| 支出補正額                   | 0          | △          | 25,800,000 | 25,800,000 |
| 損益勘定より受入                | 25,800,000 | △          | 25,800,000 | 0          |
| 電信電話債券及借入金              | 0          | △          | 25,800,000 | 25,800,000 |
| 電信電話補正額                 | 55,800,000 | 0          | 55,800,000 |            |
| 建設勘定へ繰入                 | 55,800,000 | △          | 25,800,000 | 30,000,000 |
| 建設勘定出                   | 30,000,000 | 0          | 0          | 30,000,000 |
| 資本勘定より受入                | 30,000,000 | 0          | 0          | 30,000,000 |
| 電信電話建設費                 | 24,182,983 | 0          | 24,182,983 |            |
| 電信局舎                    | 5,564,000  | 0          | 5,564,000  |            |
| 建設費                     | 253,017    | 0          | 253,017    |            |
| 支出補正額                   | 30,000,000 | 0          | 0          | 30,000,000 |
| 政府関係機関<br>住宅金融公庫<br>収 入 | 款 項        | 追 加 額 (千円) | 修正減少額 (千円) | 差 引 額 (千円) |
|                         |            |            |            |            |
|                         |            |            |            |            |
| 事業益金                    | 4,177,692  | 0          | 0          | 4,177,692  |
| 事業益金                    | 4,177,692  | 0          | 0          | 4,177,692  |
| 事業益金                    | 2,289,226  | 0          | 0          | 2,289,226  |
| 一般会計より受入                | 2,285,000  | 0          | 0          | 2,285,000  |
| 雑収                      | 4,226      | 0          | 0          | 4,226      |



二五八

|                                                                                                                                                |                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| からの受入れの追加等を行うものである。                                                                                                                            |                                          |
| 当初<br>修正<br>追加<br>修正減少                                                                                                                         | 収入(百万円)<br>二四九、五二一<br>六、四六七<br>二五五、九八八   |
| 計                                                                                                                                              | 支出(百万円)<br>二五四、二〇三<br>七、九〇五<br>二六一、五二八   |
| 5 農林漁業金融公庫<br>景気対策の一環として貸付規模を増額すること等による資金運用部資金からの借入れの追加及び職員<br>(一五五億円)に伴う支払利息の追加及び職員<br>の給与改善のほか、滞貨償却引当金の繰入率の引下<br>げに伴い一般会計からの受入れを減額することとしている。 | 収入(百万円)<br>二二二、六九二                       |
| 当初<br>修正<br>追加<br>修正減少                                                                                                                         | 支出(百万円)<br>一三三、九四四<br>一三三、七六一<br>一三三、七六九 |
| 6 環境衛生金融公庫                                                                                                                                     | 収入(百万円)<br>二七、九四八                        |
| 当初<br>修正<br>追加<br>修正減少                                                                                                                         | 支出(百万円)<br>二九、一七八<br>三〇七、六一<br>二九、四二四    |
| 計                                                                                                                                              | 収入(百万円)<br>一六九、九七二<br>一四五、二七             |
| 本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した次第である。                                                              | 支出(百万円)<br>三〇七、六一<br>二九、四二四              |
| なお、日本共産党・革新共同の林百郎君外三名提出の昭和五十年年度一般会計補正予算(第1号)及び昭和五十年年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和五十年年度政府関係機関補正予算(機第1号)につきき編成替えを求めの動議は、否決された。                             |                                          |
| 右報告する。                                                                                                                                         |                                          |
| 昭和五十年十月二十九日                                                                                                                                    |                                          |
| 予算委員長 荒松清十郎                                                                                                                                    |                                          |
| 衆議院議長 前尾繁三郎殿                                                                                                                                   |                                          |
| 恩給法等の一部を改正する法律案                                                                                                                                |                                          |
| 国会に提出する。                                                                                                                                       |                                          |
| 昭和五十年九月二十日                                                                                                                                     |                                          |
| 内閣総理大臣 三木 武夫                                                                                                                                   |                                          |
| 恩給法等の一部を改正する法律                                                                                                                                 |                                          |
| (恩給法の一部改正)                                                                                                                                     |                                          |
| 第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の                                                                                                                         |                                          |
| 部を次のように改正する。                                                                                                                                   |                                          |
| 第五十八条ノ四第一項中「七十五万円」を「百                                                                                                                          |                                          |
| 四万円」に、「三百七十五万円」を「五百二十万円」                                                                                                                       |                                          |
| に、「四百五十万円」を「六百二十四万円」に改め                                                                                                                        |                                          |

別表第一号表ノ三中「第一号表ノ三」を「第一号表ノ三(第四十九条ノ三関係)」に改める。  
別表第二号表中「第二号表」を「第二号表(第六十五条関係)」に、「一、五八八、〇〇〇円」を「一、九三三、〇〇〇円」に、「一、二八六、〇〇〇円」を「一、七三六、〇〇〇円」に、「一、〇三三、〇〇〇円」を「一、四二五、〇〇〇円」に、「一、〇三三、〇〇〇円」を「一、〇七五、〇〇〇円」に、「六〇三、〇〇〇円」を「八三三、〇〇〇円」に、「四六一、〇〇〇円」を「六三六、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「第三号表」を「第三号表(第六十五条ノ二関係)」に、「一、六八八、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「一、四〇一、〇〇〇円」を「九三五、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、六六〇、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、六六〇、〇〇〇円」に、「九八八、〇〇〇円」を「一、三六四、〇〇〇円」に、「七九二、〇〇〇円」を「一、〇九四、〇〇〇円」に改める。  
別表第四号表及び別表第五号表を次のように改める。

#### 第四号表(第七十五条関係)

退職当時ノ俸給年額

率

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 二、五七七、四〇〇円以上ノモノ              | 二、三・八割 |
| 二、三三〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ | 二、三・八割 |
| 二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三三〇、一〇〇円未満ノモノ | 二、四・五割 |
| 二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円未満ノモノ | 二、四・八割 |
| 二、一五七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円未満ノモノ | 二、五・〇割 |
| 一、四四五、二〇〇円ヲ超エ二、一五七、七〇〇円未満ノモノ | 二、五・五割 |
| 一、三〇八、九〇〇円ヲ超エ一、四四五、二〇〇円未満ノモノ | 二、六・一割 |
| 一、〇六四、一〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円未満ノモノ | 二、六・九割 |
| 一、〇二二、五〇〇円ヲ超エ一、〇六四、一〇〇円未満ノモノ | 二、七・四割 |
| 九五三、九〇〇円ヲ超エ一、〇二二、五〇〇円未満ノモノ   | 二、七・八割 |
| 九二六、八〇〇円ヲ超エ九五三、九〇〇円未満ノモノ     | 二、九・〇割 |
| 八八八、八〇〇円ヲ超エ九二六、八〇〇円未満ノモノ     | 二、九・三割 |
| 八八八、三〇〇円ヲ超エ八八八、八〇〇円未満ノモノ     | 二、九・八割 |
| 六九六、三〇〇円ヲ超エ八八八、三〇〇円未満ノモノ     | 三、〇・二割 |
| 六七一、〇〇〇円ヲ超エ六九六、三〇〇円未満ノモノ     | 三、〇・九割 |
| 六五三、一〇〇円ヲ超エ六七一、〇〇〇円未満ノモノ     | 三、一・九割 |
| 六三七、七〇〇円ヲ超エ六五三、一〇〇円未満ノモノ     | 三、二・七割 |
| 六二二、三〇〇円ヲ超エ六三七、七〇〇円未満ノモノ     | 三、三・〇割 |
| 五九七、七〇〇円ヲ超エ六二二、三〇〇円未満ノモノ     | 三、三・四割 |
| 五九七、七〇〇円ノモノ                  | 三、四・五割 |

#### 第五号表(第七十五条関係)

退職当時ノ俸給年額

率

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 二、五七七、四〇〇円以上ノモノ              | 一七・三割 |
| 二、三三〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ | 一七・八割 |
| 二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三三〇、一〇〇円未満ノモノ | 一八・〇割 |
| 二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円未満ノモノ | 一八・二割 |
| 二、一五七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円未満ノモノ | 一八・八割 |
| 一、四四五、二〇〇円ヲ超エ二、一五七、七〇〇円未満ノモノ | 一九・五割 |

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が五〇六、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五  
条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ五〇六、〇〇〇円トス

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 一、二四一、四〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円以下ノモノ | 二〇・二割 |
| 一、〇二二、五〇〇円ヲ超エ一、二四一、四〇〇円以下ノモノ | 二〇・四割 |
| 九五三、九〇〇円ヲ超エ一、〇二二、五〇〇円以下ノモノ   | 二〇・九割 |
| 八八八、八〇〇円ヲ超エ九五三、九〇〇円以下ノモノ     | 二一・〇割 |
| 八八八、三〇〇円ヲ超エ八八八、八〇〇円以下ノモノ     | 二一・四割 |
| 六九六、三〇〇円ヲ超エ八八八、三〇〇円以下ノモノ     | 二一・七割 |
| 六七一、〇〇〇円ヲ超エ六九六、三〇〇円以下ノモノ     | 二一・七割 |
| 六五三、一〇〇円ヲ超エ六七一、〇〇〇円以下ノモノ     | 二一・七割 |
| 六三七、七〇〇円ヲ超エ六五三、一〇〇円以下ノモノ     | 二一・七割 |
| 六二二、三〇〇円ヲ超エ六三七、七〇〇円以下ノモノ     | 二一・七割 |
| 五九七、七〇〇円ヲ超エ六二二、三〇〇円以下ノモノ     | 二一・七割 |
| 五九七、七〇〇円ノモノ                  | 二一・八割 |

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が三七九、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五  
条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三七九、五〇〇円トス

#### (恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中「六月以上一年未満」を「六月未満」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の第一項又は第二項の規定による一時恩給又は一時扶助料については、なお従前の例による。  
附則第十二条の見出しを「(兵たる旧軍人又はその遺族に対する一時恩給又は一時扶助料)」に改める。  
附則第十二条の見出しを削り、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き続き実在職年が三年以上七年未満であるもののうち、失格原因がなくて退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する兵たる旧軍人の遺族について準用する。

#### 3 前二項の規定による一時恩給又は一時扶助料は、昭和五十年八月一日において現に普通恩給若しくは扶助料又は退職年金に關する恩給法以外の法令の規定により旧軍人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有している者に対しては、給しないものとする。

附則第十四条第二項中「七十歳を」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。  
附則第十五条中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。  
附則第十七条の二第二項及び第三項中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改める。  
附則第二十二條の三中「四万二千元」を「六万円」に改める。  
附則第二十七條ただし書中「三十六万六千六百四十七円」を「五万六千六百円」に、「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。

附則第四十四条の見出しを「(準公務員期間のある者についての特例)」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第四十四条の二 法律第八十七号による改正前の恩給法第二十条第二項に規定する二級官試補若しくは三級官見習(高等文官の試補その

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

他これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。を退職した後に文官としての特任郵便局長を退職した後に文官としての特任郵便局長となつた者又は同法第二十二條第二項に規定する準教育職員を退職した後に同法第一項に規定する教育職員(教員職)となつた者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又はこれに相当する学校において教育事務に従事する文官を含む。以下この条において同じ。となつた者のうち、当該二級官試補、三級官見習、準文官としての特任郵便局長又は準教育職員(以下この条において「二級官試補等」という。)を入官、組織の改廃その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者及び教育職員となるため準教育職員を退職した者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該二級官試

附則別表第一(附則第十三条関係)

| 階 級      | 仮 定 俸 給 年 額 |
|----------|-------------|
| 大 將      | 四、一〇三、二〇〇円  |
| 中 將      | 三、三八三、五〇〇円  |
| 少 將      | 二、六四二、三〇〇円  |
| 大 佐      | 二、二六五、八〇〇円  |
| 中 佐      | 二、一六二、五〇〇円  |
| 少 佐      | 一、六八〇、四〇〇円  |
| 大 尉      | 一、四一七、五〇〇円  |
| 中 尉      | 一、一一九、四〇〇円  |
| 少 尉      | 九五三、九〇〇円    |
| 准士官      | 八七七、二〇〇円    |
| 曹長又は上等兵曹 | 七一一、三〇〇円    |
| 軍曹又は一等兵曹 | 六七一、〇〇〇円    |
| 伍長又は二等兵曹 | 六五三、一〇〇円    |

補等の在職年月数を加えたものによる。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四十一条の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十年八月一日から」と、同条第四項中「昭和五十六年十月」とあるのは「昭和五十年八月」と読み替へるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基つき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 兵                          | 五九七、七〇〇円 |
| 備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。 |          |

附則別表第二中「附則別表第二」を「附則別表第二(附則第十六条関係)」に改める。  
附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表第三(附則第二十七条関係)」に改める。  
附則別表第四中「附則別表第四」を「附則別表第四(附則第三十二条関係)」に、「三九九、〇〇円」を「四八二、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇円」を「五九二、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

| 仮 定 俸 給 年 額 | 金 額        |
|-------------|------------|
| 四、一〇三、二〇〇円  | 三、九五七、三〇〇円 |
| 三、三八三、五〇〇円  | 三、三一〇、四〇〇円 |
| 二、六四二、三〇〇円  | 二、五七七、四〇〇円 |
| 二、二六五、八〇〇円  | 二、一八三、一〇〇円 |
| 二、一六二、五〇〇円  | 二、〇五八、七〇〇円 |
| 一、六八〇、四〇〇円  | 一、六一九、九〇〇円 |
| 一、四一七、五〇〇円  | 一、三〇八、九〇〇円 |
| 一、一一九、四〇〇円  | 一、〇三二、五〇〇円 |
| 九五三、九〇〇円    | 八九八、八〇〇円   |
| 八七七、二〇〇円    | 七八八、三〇〇円   |
| 七一一、三〇〇円    | 六五三、一〇〇円   |
| 六七一、〇〇〇円    | 六二二、三〇〇円   |
| 六五三、一〇〇円    | 五九七、七〇〇円   |
| 五九七、七〇〇円    | 五二五、三〇〇円   |

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)  
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「二十七万四千九百八十五円」を「二十七万九千五百円」に改める。  
別表中「別表」を「別表(第三条関係)」に改める。  
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四

十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第八條第一項中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十年八月分」に改め、同項の表を次のように改める。

| 普通恩給又は扶助料                                         | 普通恩給又は扶助料の基礎に算入されている実在職年の年数                | 金 額                       |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------|
| 六十五歳以上の者に給する普通恩給                                  | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未満 | 四十二万円<br>三十一万五千元<br>二十一万円 |
| 六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。) | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上                  | 三十一万五千元<br>三十一万円          |
| 六十五歳未満の者に増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給          | 九年以上<br>九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未満              | 三十一万円<br>二十一万円            |
| 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の者若しくは子に給する扶助料                    | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未満 | 二十一万円<br>十五万七千五百円         |
| 六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。)                  | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上                  | 十五万七千五百円<br>十五万七千五百円      |

附則第八條第三項中「昭和四十九年八月三十一日」を「昭和五十年七月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 普通恩給を受ける権利を取得した者が再び公務員となつた場合における当該普通恩給又は公費員に於ける扶助料に關する前項の規定の適用については、同項の表の實在職年の年数は、当該普通恩給又は扶助料の基礎に算入されている実在職年に再び公務員となつた後の實在職年を加えた年数とする。

附則第九條中「附則第六條第一項」を削り、「改定は」の下に「同条第二項に係るものを除き」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

附則別表中「附則別表」を「附則別表(附則第七條關係)」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「一、一九一、〇〇〇円」を「一、六四四、七五〇円」に、「七五〇、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「七五〇、〇〇〇円」を「一、〇六八、七五〇円」に、「五八三、五〇〇円」を「八〇六、二五〇円」に、「四四二、二五〇円」を「六二四、七五〇円」に、「三四五、七五〇円」を「四四七、〇〇〇円」に、「二九七、七五〇円」を「四四四、〇〇〇円」に、「二二六、五〇〇円」を「四一四、〇〇〇円」に、「二七八、五〇〇円」を「三二二、七五〇円」に、「一五四、五〇〇円」を「二四六、七五〇円」に、「二六二、七五〇円」を「三六二、七五〇円」に、「二六二、七五〇円」を「三六二、七五〇円」に改め、同条第三項中「四万二千円」を「六万円」に、「一人につき四千八百円(そのうち一人までは、一人につき一万二千円)」を「そのうち二人までは一人につき一万二千円)」に改め、同条第四項中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同条第四項中「七万二千円」を「十二万円」に改める。

附則別表第一中「附則別表第一」を「附則別表第一(附則第二條、第三條關係)」に改める。

附則別表第二中「附則別表第二」を「附則別表第二(附則第三條、第三條關係)」に改める。

附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表第三(附則第四條、第四條關係)」に改める。

附則別表第四中「附則別表第四」を「附則別表第四(附則第五條、第五條關係)」に改める。

附則別表第五中「附則別表第五」を「附則別表第五(附則第六條、第六條關係)」に改める。

附則別表第六中「附則別表第六」を「附則別表第六(附則第七條、第七條關係)」に改める。

附則別表第七中「附則別表第七」を「附則別表第七(附則第八條、第八條關係)」に改める。

附則別表第八中「附則別表第八」を「附則別表第八(附則第九條、第九條關係)」に改める。

附則別表第九中「附則別表第九」を「附則別表第九(附則第十條、第十條關係)」に改める。

附則別表第十中「附則別表第十」を「附則別表第十(附則第十一條、第十一條關係)」に改める。

附則別表第十一中「附則別表第十一」を「附則別表第十一(附則第十二條、第十二條關係)」に改める。

附則別表第十二中「附則別表第十二」を「附則別表第十二(附則第十三條、第十三條關係)」に改める。

附則別表第十三中「附則別表第十三」を「附則別表第十三(附則第十四條、第十四條關係)」に改める。

附則別表第十四中「附則別表第十四」を「附則別表第十四(附則第十五條、第十五條關係)」に改める。

附則別表第十五中「附則別表第十五」を「附則別表第十五(附則第十六條、第十六條關係)」に改める。

附則別表第十六中「附則別表第十六」を「附則別表第十六(附則第十七條、第十七條關係)」に改める。

附則別表第十七中「附則別表第十七」を「附則別表第十七(附則第十八條、第十八條關係)」に改める。

附則別表第十八中「附則別表第十八」を「附則別表第十八(附則第十九條、第十九條關係)」に改める。

附則別表第十九中「附則別表第十九」を「附則別表第十九(附則第二十條、第二十條關係)」に改める。

附則別表第二十中「附則別表第二十」を「附則別表第二十(附則第二十一條、第二十一條關係)」に改める。

附則別表第二十一中「附則別表第二十一」を「附則別表第二十一(附則第二十二條、第二十二條關係)」に改める。

附則別表第二十二中「附則別表第二十二」を「附則別表第二十二(附則第二十三條、第二十三條關係)」に改める。

附則別表第二十三中「附則別表第二十三」を「附則別表第二十三(附則第二十四條、第二十四條關係)」に改める。

附則別表第二十四中「附則別表第二十四」を「附則別表第二十四(附則第二十五條、第二十五條關係)」に改める。

附則別表第二十五中「附則別表第二十五」を「附則別表第二十五(附則第二十六條、第二十六條關係)」に改める。

附則別表第二十六中「附則別表第二十六」を「附則別表第二十六(附則第二十七條、第二十七條關係)」に改める。

附則別表第二十七中「附則別表第二十七」を「附則別表第二十七(附則第二十八條、第二十八條關係)」に改める。

附則別表第二十八中「附則別表第二十八」を「附則別表第二十八(附則第二十九條、第二十九條關係)」に改める。

附則別表第二十九中「附則別表第二十九」を「附則別表第二十九(附則第三十條、第三十條關係)」に改める。

附則別表第三十中「附則別表第三十」を「附則別表第三十(附則第三十一條、第三十一條關係)」に改める。

附則別表第三十一中「附則別表第三十一」を「附則別表第三十一(附則第三十二條、第三十二條關係)」に改める。

附則別表第三十二中「附則別表第三十二」を「附則別表第三十二(附則第三十三條、第三十三條關係)」に改める。

附則別表第三十三中「附則別表第三十三」を「附則別表第三十三(附則第三十四條、第三十四條關係)」に改める。

附則別表第三十四中「附則別表第三十四」を「附則別表第三十四(附則第三十五條、第三十五條關係)」に改める。

附則別表第三十五中「附則別表第三十五」を「附則別表第三十五(附則第三十六條、第三十六條關係)」に改める。

附則別表第三十六中「附則別表第三十六」を「附則別表第三十六(附則第三十七條、第三十七條關係)」に改める。

附則別表第三十七中「附則別表第三十七」を「附則別表第三十七(附則第三十八條、第三十八條關係)」に改める。

附則別表第三十八中「附則別表第三十八」を「附則別表第三十八(附則第三十九條、第三十九條關係)」に改める。

附則別表第三十九中「附則別表第三十九」を「附則別表第三十九(附則第四十條、第四十條關係)」に改める。

附則別表第四十中「附則別表第四十」を「附則別表第四十(附則第四十一條、第四十一條關係)」に改める。

附則別表第四十一中「附則別表第四十一」を「附則別表第四十一(附則第四十二條、第四十二條關係)」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

きはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。に改定する。ただし、改定年額が改定前の年額に達

一 前項第一号に規定する普通恩給及び扶助料

については、昭和五十年七月三十一日において現に受けてはゐる恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額（恩給法等の一部を改正する法律 昭和四十九年法律第九十三号）附則第二条第二項後段の規定の適用によりその年額を改定された普通恩給又は扶助料にあつて

は、同項前段の規定を適用したとしたならば昭和五十年七月三十一日においてとなることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額)にそれぞれ対応する附則別表第二(イ)の仮定俸給年額

三前項第二号に規定する普通退給及び扶助料につては、昭和五十年七月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二(四)の仮定俸給年額

恩給の年額の計算の基礎となつた退職年金額に都道府県（これに準ずるものを含む）の俸給となつた府県（これに準ずるものを含む）の職員（若しくは給料）と併給されてゐた者であつて、恩給の年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された金額より少額である場合には、その差額を併給するものとすべし。

傳給老若しくは絛料の令舞給ふの二分以下にて死  
つたもの又はその遺族に給する普通恩給又は扶  
助料については、その年額を、昭和五十年八月  
分以降その年額の計算の基礎となつてゐる俸給  
年額に二・九三を乗じて得た額を退職又は死  
年当時の奉合手取とみなし、女工女の退給法は現

定によつて算出し得た年額に、昭和五十一年分以降昭和五十年七月三十一日において現に受けたる恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に $1.38$ を乗じて得た王愛の恩給又は死亡當時の奉給手頭とみなし得た王愛の恩給

給付金の規定によつて算出された年額に、それぞれ改定する。この場合において、退職又は死亡當時の規定によつて算出した得た年額に、それぞれ改定する。この場合において、退職又は死亡當時の規定によつて算出した得た年額に、五十年未満の端数があるときはこれを切り捨て、

五、十元以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

第三條 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法第七十五条第一項の規定の適用については、同項中

「別表第四号表」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則

別表第三(イ)と、「別表第五号表」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別表第三(ロ)」とする。

（傷病恩給等に関する経過措置）

第四条 増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。

次項において同じ。)については、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、昭和五十年八月分以降附則別表第四の年額に、昭和五十年一月分以降改正後の恩給法別表第二号表の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五條第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別

表第四とする。

第五条 昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十年八月一日から同年十二月三十一日

までの間に給与事由の生じた傷病、賜金（金給）に関する改正後の恩給法第六十五条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別表第五」と

第六條 第七項症の増加恩給については、その年額（法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）昭和二十五年四月分以後の別表第六條を

昭和五十年八月分から同年十二月分までの第七規定の増加恩給の手頃に關する改正後の法律年額に、昭和五十一年一月分に降改正後の法律第五百五十五号附則別表第四の年額に、それぞれ改定する。

第一項の地方官の全額に對する正金は、同項中「附則別表第二條第二項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則別表第六」とする。

昭和五十年八月分から同年十二月分までの傷

病年金の年額に關する改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用について

は、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第号）附則別表第七」とする。

第八條 特例傷病恩給については、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法

律第八十一号。以下法律第八十二号」という。）  
附則第十三条第三項及び第四項の規定による加  
給の年額を除く。）を、昭和五十年八月分以降附  
則別表第八の年額に、昭和五十一年一月分以降  
改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に  
規定する年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの特例傷病恩給の年額に關する改正後の法律第八十一号附則第三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第

第九條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、六万円に改定する。

2  
恩給法第六十五條第二項に規定する扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特別傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人名につき一万八千円（増加恩給又は

そのうち一人については、四万二千円とし、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

恩給法第六十五条第六項の規定による年額の

加給をされた増加恩給又は注有第十一号除則第十三条第三項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を十二万円に改定する。

給の年額を、扶養遺族のうち二人以上で、その加給の年額を、扶養遺族のうち一人につき一万八千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。(日軍人等の恩給手続の改定)

第十一條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和五十年八月分以降附則別表第九の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料に

つては、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第十の下欄に掲げる金額を退職又

は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨

て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。に、昭和五十一年一月分

以降改正後の法律第百五十五号附則別表第一の  
仮定俸給年額（同法附則第十三条第二項に規定  
する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸  
給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の  
下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給  
年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算

出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に、それぞれ改定する。

昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶

助料の年額に關する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に關する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千

円」と、「三十七万九千五百円」とあるのは「三十五万五千五百円」とする。

(準公務員期間の算入に伴う恩給年額の改定)

第十二条 改正後の法律第五十五号附則第四十四条の二の規定により普通恩給の基礎となるべ

き公務員としての在職年の計算において新たに  
加えられるべき年月数を有することとなる者に  
係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十  
年八月分以降、その年額を、改正後の恩給法の  
規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二条（改正後の法律第百五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する、同法附則第十四条第三項に係る部分に限る。）の同法第一条（改正

(多額所得による恩給停止)についての経過措置)  
第十四条改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定  
は、昭和二十七年七月一日以前に合算日の  
後の法律第百五十五号附則第十四条第二項に係  
る部分に限る。及び前条の規定によらざるを  
除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

昭和五十年八月分から同年十二月までの普通恩給の停止に関する改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定の適用については、同項中「二百四万」とあるのは「一九十七万」と、「五百二十万」とあるのは「二百五十万」と、

二十万円」とあるのは「四百八十五万円」と「六百二十四万円」とあるのは「五百八十二万円」とする。

附則別表第一(附則第二条関係)

(イ)

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額 | 仮 定 俸 給 年 額 |
|----------------------|-------------|
| 四三三、八〇〇円             | 五五九、六〇〇円    |
| 四五〇、六〇〇円             | 五八二、六〇〇円    |
| 四六一、八〇〇円             | 五九七、一〇〇円    |
| 四七二、九〇〇円             | 六一一、五〇〇円    |
| 四八五、九〇〇円             | 六二八、三〇〇円    |
| 五〇四、二〇〇円             | 六五一、九〇〇円    |
| 五二〇、一〇〇円             | 六七二、五〇〇円    |
| 五三四、八〇〇円             | 六九一、五〇〇円    |
| 五五二、八〇〇円             | 七一四、八〇〇円    |
| 五七〇、八〇〇円             | 七三八、〇〇〇円    |
| 五九〇、六〇〇円             | 七六三、六〇〇円    |
| 六一〇、五〇〇円             | 七八九、四〇〇円    |
| 六三五、二〇〇円             | 八二一、三〇〇円    |
| 六五〇、八〇〇円             | 八四一、五〇〇円    |
| 六七一、一〇〇円             | 八六七、七〇〇円    |
| 六九〇、七〇〇円             | 八九三、一〇〇円    |
| 七三〇、〇〇〇円             | 九四三、九〇〇円    |
| 七四〇、四〇〇円             | 九五七、三〇〇円    |
| 七七〇、五〇〇円             | 九九六、三〇〇円    |
| 八一〇、六〇〇円             | 一、〇四八、一〇〇円  |
| 八五四、八〇〇円             | 一、一〇五、三〇〇円  |
| 八七七、四〇〇円             | 一、一三四、五〇〇円  |
| 八九八、九〇〇円             | 一、一六二、三〇〇円  |

|            |            |
|------------|------------|
| 九二九、七〇〇円   | 一、二〇二、一〇〇円 |
| 九四七、八〇〇円   | 一、二二五、五〇〇円 |
| 一、〇〇〇、四〇〇円 | 一、二九三、五〇〇円 |
| 一、〇二六、四〇〇円 | 一、三二七、一〇〇円 |
| 一、〇五三、七〇〇円 | 一、三六二、四〇〇円 |
| 一、一〇六、二〇〇円 | 一、四三〇、三〇〇円 |
| 一、一五九、三〇〇円 | 一、四九九、〇〇〇円 |
| 一、一七三、〇〇〇円 | 一、五一六、七〇〇円 |
| 一、二一六、八〇〇円 | 一、五七三、三〇〇円 |
| 一、二七八、九〇〇円 | 一、六五三、六〇〇円 |
| 一、三四〇、五〇〇円 | 一、七三三、三〇〇円 |
| 一、三七八、四〇〇円 | 一、七八二、三〇〇円 |
| 一、四一五、五〇〇円 | 一、八三〇、二〇〇円 |
| 一、四九〇、七〇〇円 | 一、九二七、五〇〇円 |
| 一、五六五、九〇〇円 | 二、〇二四、七〇〇円 |
| 一、五八〇、八〇〇円 | 二、〇四四、〇〇〇円 |
| 一、六四〇、七〇〇円 | 二、一二一、四〇〇円 |
| 一、七二六、二〇〇円 | 二、二二九、〇〇〇円 |
| 一、七九一、五〇〇円 | 二、三二六、四〇〇円 |
| 一、八六六、三〇〇円 | 二、四一三、一〇〇円 |
| 一、九一三、三〇〇円 | 二、四七三、九〇〇円 |
| 一、九六三、七〇〇円 | 二、五三九、一〇〇円 |
| 二、〇六〇、五〇〇円 | 二、六六四、二〇〇円 |
| 二、一五八、五〇〇円 | 二、七九〇、九〇〇円 |
| 二、二〇七、八〇〇円 | 二、八五四、七〇〇円 |
| 二、二五五、五〇〇円 | 二、九一六、四〇〇円 |

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(ロ)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超える場合においては、その年額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を仮定俸給年額とする。

|            |            |
|------------|------------|
| 二、三五二、八〇〇円 | 三、〇四二、二〇〇円 |
| 二、三九七、一〇〇円 | 三、〇九九、五〇〇円 |
| 二、四五〇、〇〇〇円 | 三、一六七、九〇〇円 |
| 二、五四六、九〇〇円 | 三、二九三、一〇〇円 |
| 二、六五三、〇〇〇円 | 三、四三〇、三〇〇円 |
| 二、七〇七、五〇〇円 | 三、五〇〇、八〇〇円 |
| 二、七五九、一〇〇円 | 三、五六七、五〇〇円 |
| 二、八一三、二〇〇円 | 三、六三七、五〇〇円 |
| 二、八六五、五〇〇円 | 三、七〇五、一〇〇円 |
| 二、九七一、二〇〇円 | 三、八四一、八〇〇円 |
| 三、〇七七、〇〇〇円 | 三、九七八、六〇〇円 |
| 三、一二九、三〇〇円 | 四、〇四六、二〇〇円 |
| 三、一八二、九〇〇円 | 四、一一五、五〇〇円 |

(ハ)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 三入〇、四〇〇円以下            | 仮 定 俸 給 年 額 |
| 三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下 | 四九一、九〇〇円    |
| 三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下 | 五一四、一〇〇円    |
| 以下                    | 五三七、〇〇〇円    |

(イ)

附則別表第二(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

|          |             |
|----------|-------------|
| 四三三、八〇〇円 | 仮 定 俸 給 年 額 |
| 四五〇、六〇〇円 | 五九七、七〇〇円    |
|          | 六二二、三〇〇円    |

|            |            |
|------------|------------|
| 四六一、八〇〇円   | 六三七、七〇〇円   |
| 四七二、九〇〇円   | 六五三、一〇〇円   |
| 四八五、九〇〇円   | 六七一、〇〇〇円   |
| 五〇四、二〇〇円   | 六九六、三〇〇円   |
| 五二〇、一〇〇円   | 七一八、三〇〇円   |
| 五三四、八〇〇円   | 七三八、六〇〇円   |
| 五五二、八〇〇円   | 七六三、四〇〇円   |
| 五七〇、八〇〇円   | 七八八、三〇〇円   |
| 五九〇、六〇〇円   | 八一五、六〇〇円   |
| 六一〇、五〇〇円   | 八四三、一〇〇円   |
| 六三五、二〇〇円   | 八七七、二〇〇円   |
| 六五〇、八〇〇円   | 八九八、八〇〇円   |
| 六七一、一〇〇円   | 九二六、八〇〇円   |
| 六九〇、七〇〇円   | 九五三、九〇〇円   |
| 七三〇、〇〇〇円   | 一、〇〇八、一〇〇円 |
| 七四〇、四〇〇円   | 一、〇三二、五〇〇円 |
| 七七〇、五〇〇円   | 一、〇六四、一〇〇円 |
| 八一〇、六〇〇円   | 一、一一九、四〇〇円 |
| 八五四、八〇〇円   | 一、一八〇、五〇〇円 |
| 八七七、四〇〇円   | 一、二二一、七〇〇円 |
| 八九八、九〇〇円   | 一、二四一、四〇〇円 |
| 九二九、七〇〇円   | 一、二八三、九〇〇円 |
| 九四七、八〇〇円   | 一、三〇八、九〇〇円 |
| 一、〇〇〇、四〇〇円 | 一、三八一、六〇〇円 |
| 一、〇二六、四〇〇円 | 一、四一七、五〇〇円 |
| 一、〇五三、七〇〇円 | 一、四五五、二〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 一、一〇六、二〇〇円 | 一、五二七、七〇〇円 |
| 一、一五九、三〇〇円 | 一、六〇一、〇〇〇円 |
| 一、一七三、〇〇〇円 | 一、六一九、九〇〇円 |
| 一、二一六、八〇〇円 | 一、六八〇、四〇〇円 |
| 一、二七八、九〇〇円 | 一、七六六、二〇〇円 |
| 一、三四〇、五〇〇円 | 一、八五一、二〇〇円 |
| 一、三七八、四〇〇円 | 一、九〇三、六〇〇円 |
| 一、四一五、五〇〇円 | 一、九五四、八〇〇円 |
| 一、四九〇、七〇〇円 | 二、〇五八、七〇〇円 |
| 一、五六五、九〇〇円 | 二、一六一、五〇〇円 |
| 一、五八〇、八〇〇円 | 二、一八三、一〇〇円 |
| 一、六四〇、七〇〇円 | 二、二六五、八〇〇円 |
| 一、七二六、二〇〇円 | 二、三七〇、一〇〇円 |
| 一、七九一、五〇〇円 | 二、四七四、一〇〇円 |
| 一、八六六、三〇〇円 | 二、五七七、四〇〇円 |
| 一、九一三、三〇〇円 | 二、六四二、三〇〇円 |
| 一、九六三、七〇〇円 | 二、七一一、九〇〇円 |
| 二、〇六〇、五〇〇円 | 二、八四五、六〇〇円 |
| 二、一五八、五〇〇円 | 二、九八〇、九〇〇円 |
| 二、二〇七、八〇〇円 | 三、〇四九、〇〇〇円 |
| 二、二五五、五〇〇円 | 三、一一四、八〇〇円 |
| 二、三五一、八〇〇円 | 三、二四九、二〇〇円 |
| 二、三九七、一〇〇円 | 三、三二〇、四〇〇円 |
| 二、四五〇、〇〇〇円 | 三、三八三、五〇〇円 |
| 二、五四六、九〇〇円 | 三、五一七、三〇〇円 |
| 二、六五三、〇〇〇円 | 三、六六三、八〇〇円 |

附則別表第三(附則第三条関係)

| (イ)                          |       | (ロ)                   |          |
|------------------------------|-------|-----------------------|----------|
| 退 職 当 時 ノ 俸 給 年 額            | 率     | 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額  | 仮定俸給年額   |
| 二、四二二、一〇〇円以上ノモノ              | 二二・〇割 | 三三〇、四〇〇円以下            | 五二五、三〇〇円 |
| 二、二一九、〇〇〇円ヲ超エ二、四二二、一〇〇円未満ノモノ | 二三・八割 | 三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下 | 五四九、一〇〇円 |
| 二、一一一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ | 二四・五割 | 三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下 | 五七三、五〇〇円 |
| 二、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一一一、四〇〇円以下ノモノ | 二四・八割 |                       |          |
| 一、四三〇、三〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ | 二五・〇割 |                       |          |
| 一、三六二、四〇〇円ヲ超エ一、四三〇、三〇〇円以下ノモノ | 二五・五割 |                       |          |
| 一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、三六二、四〇〇円以下ノモノ | 二六・一割 |                       |          |
| 九九六、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ   | 二六・九割 |                       |          |
| 九五七、三〇〇円ヲ超エ九九六、三〇〇円以下ノモノ     | 二七・四割 |                       |          |

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超える場合においては、その年額に一・三八一を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を仮定俸給年額とする。

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(四)

| 退職当時ノ俸給年額                                                                 |       |                                                                           | 率 |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------|---|
| 八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ                                                  | 二七・八割 | 右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ四七四、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条<br>第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四七四、〇〇〇円トス |   |
| 八六七、七〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ                                                  | 二九・〇割 |                                                                           |   |
| 八四一、五〇〇円ヲ超エ八六七、七〇〇円以下ノモノ                                                  | 二九・三割 |                                                                           |   |
| 七八八、〇〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ                                                  | 二九・八割 |                                                                           |   |
| 六五一、九〇〇円ヲ超エ七八八、〇〇〇円以下ノモノ                                                  | 三〇・二割 |                                                                           |   |
| 六二八、三〇〇円ヲ超エ六五一、九〇〇円以下ノモノ                                                  | 三〇・九割 |                                                                           |   |
| 六一一、五〇〇円ヲ超エ六二八、三〇〇円以下ノモノ                                                  | 三一・九割 |                                                                           |   |
| 五九七、一〇〇円ヲ超エ六一一、五〇〇円以下ノモノ                                                  | 三二・七割 |                                                                           |   |
| 五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ                                                  | 三三・〇割 |                                                                           |   |
| 五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ                                                  | 三三・四割 |                                                                           |   |
| 五五九、六〇〇円ノモノ                                                               | 三四・五割 |                                                                           |   |
| 二、四二一、一〇〇円以上ノモノ                                                           | 一七・三割 |                                                                           |   |
| 二、二一九、〇〇〇円ヲ超エ二、四二一、一〇〇円未満ノモノ                                              | 一七・八割 |                                                                           |   |
| 二、一一一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ                                              | 一八・〇割 |                                                                           |   |
| 二、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一一一、四〇〇円以下ノモノ                                              | 一八・二割 |                                                                           |   |
| 一、四三〇、三〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ                                              | 一八・八割 |                                                                           |   |
| 一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、四三〇、三〇〇円以下ノモノ                                              | 一九・五割 |                                                                           |   |
| 一、一六二、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ                                              | 二〇・二割 |                                                                           |   |
| 九五七、三〇〇円ヲ超エ一、一六二、三〇〇円以下ノモノ                                                | 二〇・四割 |                                                                           |   |
| 八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ                                                  | 二〇・九割 |                                                                           |   |
| 八四一、五〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ                                                  | 二二・〇割 |                                                                           |   |
| 七八八、〇〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ                                                  | 二二・四割 |                                                                           |   |
| 七三八、〇〇〇円ヲ超エ七八八、〇〇〇円以下ノモノ                                                  | 二二・七割 |                                                                           |   |
| 七二四、八〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ                                                  | 二三・〇割 |                                                                           |   |
| 六七二、五〇〇円ヲ超エ七二四、八〇〇円以下ノモノ                                                  | 二三・七割 |                                                                           |   |
| 五九七、一〇〇円ヲ超エ六七二、五〇〇円以下ノモノ                                                  | 二三・九割 |                                                                           |   |
| 五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ                                                  | 二四・三割 |                                                                           |   |
| 五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ                                                  | 二四・九割 |                                                                           |   |
| 五五九、六〇〇円ノモノ                                                               | 二五・八割 |                                                                           |   |
| 右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ三五五、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条<br>第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三五五、五〇〇円トス |       |                                                                           |   |

附則別表第四(附則第四条関係)

| 特 別 項 目 | 不 具 磨 疾 ノ 程 度 | 年 額                        |
|---------|---------------|----------------------------|
| 第 一 項   | 症             | 第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ七以内ノ金額ヲ加ヘタル金額 |
| 第 二 項   | 症             | 二、〇五三、〇〇〇円                 |
| 第 三 項   | 症             | 一、六六三、〇〇〇円                 |
| 第 四 項   | 症             | 一、三三四、〇〇〇円                 |
| 第 五 項   | 症             | 一、〇〇六、〇〇〇円                 |
| 第 六 項   | 症             | 七八〇、〇〇〇円                   |
| 第 七 項   | 症             | 五九五、〇〇〇円                   |

附則別表第五(附則第五条関係)

| 傷 病 ノ 程 度 | 金 額        |
|-----------|------------|
| 第 一 項 症   | 二、一八四、〇〇〇円 |
| 第 二 項 症   | 一、八一、〇〇〇円  |
| 第 三 項 症   | 一、五五四、〇〇〇円 |
| 第 四 項 症   | 一、二七七、〇〇〇円 |
| 第 五 項 症   | 一、〇二四、〇〇〇円 |

附則別表第六(附則第六条関係)

| 傷 病 ノ 程 度 | 年 額      |
|-----------|----------|
| 第 七 項 症   | 四五二、〇〇〇円 |

附則別表第七(附則第七条関係)

| 傷 病 ノ 程 度 | 年 額      |
|-----------|----------|
| 第 一 項 症   | 五二三、〇〇〇円 |
| 第 二 項 症   | 三九〇、〇〇〇円 |
| 第 三 項 症   | 三〇八、〇〇〇円 |
| 第 四 項 症   | 二六七、〇〇〇円 |

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

附則別表第八(附則第八條關係)

| 不具廃疾又は傷病の程度 | 年 額                       |
|-------------|---------------------------|
| 特 別 項 症     | 第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額 |
| 第 一 項 症     | 一、五三九、七五〇円                |
| 第 二 項 症     | 一、二四七、二五〇円                |
| 第 三 項 症     | 一、〇〇〇、五〇〇円                |
| 第 四 項 症     | 七五四、五〇〇円                  |
| 第 五 項 症     | 五八五、〇〇〇円                  |
| 第 六 項 症     | 四四六、二五〇円                  |
| 第 一 款 症     | 四一五、五〇〇円                  |
| 第 二 款 症     | 三八四、七五〇円                  |
| 第 三 款 症     | 二九二、五〇〇円                  |
| 第 四 款 症     | 二三一、〇〇〇円                  |
| 第 五 款 症     | 二〇〇、二五〇円                  |

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は三三九、〇〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

附則別表第九(附則第十一條關係)

| 階 級 | 仮 定 俸 給 年 額 |
|-----|-------------|
| 大 將 | 三、八四一、八〇〇円  |
| 中 將 | 三、一六七、九〇〇円  |
| 少 將 | 二、四七三、九〇〇円  |
| 大 佐 | 二、一二一、四〇〇円  |
| 中 佐 | 二、〇二四、七〇〇円  |
| 少 佐 | 一、五七三、三〇〇円  |
| 大 尉 | 一、三三七、一〇〇円  |
| 中 尉 | 一、〇四八、一〇〇円  |

附則別表第十(附則第十一條關係)

| 仮 定 俸 給 年 額 | 金 額        |
|-------------|------------|
| 三、八四一、八〇〇円  | 三、七〇五、一〇〇円 |
| 三、一六七、九〇〇円  | 三、〇九九、五〇〇円 |
| 二、四七三、九〇〇円  | 二、四一三、一〇〇円 |
| 二、一二一、四〇〇円  | 二、〇四四、〇〇〇円 |
| 二、〇二四、七〇〇円  | 一、九二七、五〇〇円 |
| 一、五七三、三〇〇円  | 一、五一六、七〇〇円 |
| 一、三三七、一〇〇円  | 一、二二五、五〇〇円 |
| 一、〇四八、一〇〇円  | 九五七、三〇〇円   |
| 八九三、一〇〇円    | 八四一、五〇〇円   |
| 八二一、三〇〇円    | 七三八、〇〇〇円   |
| 六七二、五〇〇円    | 六一一、五〇〇円   |
| 六二八、三〇〇円    | 五八二、六〇〇円   |
| 六一一、五〇〇円    | 五五九、六〇〇円   |
| 五五九、六〇〇円    | 四九一、九〇〇円   |

備考 各階級は、これに相当するものを含む。

理由 最近の経済状況にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、高齢者に対する特例の設定等を行うとともに、旧軍人に対する一時恩給、旧

軍人等の加算年の年額計算への算入、準公務員期間の通算等について所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年十月三十日 衆議院會議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案の主な改正点は、次のとおりである。  
1 恩給年額の増額  
(1) 昭和四十九年度における国家公務員給与の改善率により、昭和五十年八月分以降、恩給年額を二九・三〇増額する。  
(2) (1)の措置によるほか、恩給と国家公務員給与との水準差の補填を完結するため、昭和五十一年一月分以降、更に恩給年額を六・八〇増額する。  
(右の(1)及び(2)の措置により、恩給の増額は計三八・一〇となる。)  
2 普通恩給等の最低保障年額の増額  
普通恩給及び普通扶助料の最低保障年額を次表のとおり引き上げる。

| 種類    | 区分       | 実在職年数        | 年        |          |
|-------|----------|--------------|----------|----------|
|       |          |              | 現行       | 改正       |
| 普通扶助料 | 六十五歳以上の者 | 最短恩給年限以上     | 三二一、六〇〇円 | 四二〇、〇〇〇円 |
|       |          | 九年以上最短恩給年限未満 | 二四一、二〇〇円 | 三一五、〇〇〇円 |
|       | 六十五歳未満の者 | 最短恩給年限以上     | 一六〇、八〇〇円 | 二二〇、〇〇〇円 |
|       |          | 九年以上最短恩給年限未満 | 二四一、二〇〇円 | 三一五、〇〇〇円 |
| 普通恩給  | 六十五歳以上の者 | 最短恩給年限以上     | 一六〇、八〇〇円 | 二二〇、〇〇〇円 |
|       |          | 九年以上最短恩給年限未満 | 二四一、二〇〇円 | 三一五、〇〇〇円 |
|       | 六十五歳未満の者 | 最短恩給年限以上     | 一六〇、八〇〇円 | 二二〇、〇〇〇円 |
|       |          | 九年以上最短恩給年限未満 | 二四一、二〇〇円 | 三一五、〇〇〇円 |

3 扶養加給年額の増額  
(1) 傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を四二、〇〇〇円から六〇、〇〇〇円に引き上げるとともに、増加恩給(これに相当する特例傷病恩給を含む)受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を二、〇〇〇円から一八、〇〇〇円(妻がない場合はそのうちの一人については四二、〇〇〇円)に引き上げる。  
(2) 公務関係扶助料受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を二、〇〇〇円から一八、〇〇〇円に引き上げる。  
4 八十歳以上の高齢者の恩給の算出率の特例  
八十歳以上の高齢者に給する普通恩給又は扶助料の基礎となる普通恩給の年額を計算する場合に、実在職年の年数が普通恩給所要最短年限を超える一年につき基礎俸給年額の三分の一に相当する金額を普通恩給の年額に加える。ただし三分の十を限度とする。  
5 六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給に対する最低保障の適用  
六十五歳未満の短期在職者に給する普通恩給で、増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給の年数に達し、六十五歳以上の短期在職者に給する普通恩給と同額の最低保障を行う。  
6 旧軍人に対する一時恩給等の支給範囲の拡大  
(1) 引き続き実在職年が三年以上七未満の兵たる旧軍人又はその遺族に対し、一時恩給又は一時扶助料を支給する。  
(2) 下士官以上の旧軍人に係る一時恩給又は一時扶助料の支給要件のうち、「下士官以上としての在職年が六月以上」という要件を廃止する。  
7 旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和  
旧軍人等の加算年を普通恩給の年額計算の基礎に算入する場合における年齢要件を五歳引き下げ、六十五歳以上七十歳未満の者の普通恩給又は扶助料についても加算年を年額計算の基礎に算入する。  
8 特別加給年額の増額  
第二項以上の増加恩給(これに相当する程度の特例傷病恩給を含む)受給者に給する特別加給の年額を、七二、〇〇〇円から一二〇、〇〇〇円に引き上げる。  
9 準公務員期間の通算要件の緩和  
準訓導、昭和二十二年十二月三十一日以前の特定期間局長等の準公務員が公務員となつた場合における当該準公務員期間の通算要件のうち、「引き続き公務員となつた」という要件を緩和する。  
10 低位号俸の繰上げ  
一般文官に係る恩給の基礎となる仮定俸給年額が兵の仮定俸給年額未満であるときは、その年額を兵の仮定俸給年額と同額まで引き上げる。  
11 恩給外所得による普通恩給の停止基準の緩和  
和  
12 恩給外所得による普通恩給の停止基準を緩和する。  
三 議案の可決理由  
本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
四 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、昭和五十一年度一般会計予算に約七百六十八億円が計上されている。なお、昭和五十一年度以降平年度所要経費は、約二千三百四十一億円の見込みである。  
昭和五十年十月二十八日  
衆議院議長 前尾繁三郎殿 藤尾 正行

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大代)